

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」

申請の手引き

一般社団法人次世代自動車振興センター

2014年 1 月

補助金の交付申請または補助金を受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（「センター」という）が交付する次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金（「本補助金」という）については、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。このため、センターとしても本補助金に係る不正行為に対して厳格に対処致します。

従って、センターが交付手続きを行う本補助金に対し交付申請される方、申請後、補助金交付が決定し本補助金を受給される方におかれましては、以下の点につき十分にご留意された上で、本補助金の申請または受給を行っていただきますようお願い致します。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載を行なわないで下さい。
2. 充電設備に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置して下さい。センターは、本補助金の交付対象として設置された充電設備について、本補助金の交付要件を満たしているか否かは審査致しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、補助対象設備の保有義務期間中に、充電設備や同設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し充電設備の撤去などが求められた場合は、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
3. 充電設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置して下さい。充電設備設置後に土地の使用権限がなく充電設備を撤去する場合には、センターは申請者に対して保有義務期間違反との理由で補助金の返還を求める場合があります。
4. 本補助金制度において規定している補助対象設備の保有義務期間は、同設備の減価償却期間と一致しない場合もありますので、会計上及び税務上の処理の際はご注意願います。
リース契約期間が保有義務期間に満たない場合には、リース事業者がその満たない期間保有し続けることを誓約していただくことが必要となります。
5. 本補助金で取得した財産（「取得財産」という）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することを言う）しようとするときには、事前に処分内容などにつきセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて取得財産の管理状況について調査を行います。
6. 偽りその他の不正な方法により、本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、センターとして、本補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査などを実施します。
7. 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金にかかる交付決定の取消しを行うと共に、受領済みの補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返納いただくこととなります。
8. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる「補助金等適正化法」）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

目次

I.	「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」制度の概要	1
1.	制度の目的	1
2.	補助対象と対象期間	1
3.	申請受付期間	2
4.	申請書類一式の提出方法	2
5.	申請書類の送付先	2
II.	申請に関する基本的事項	3
1.	補助金申請から補助金交付までの流れ	3
2.	補助対象となる充電器と補助上限額	5
3.	補助対象となる工事と補助上限額	6
4.	共同申請について	10
5.	リースについて	11
6.	クレジット契約等について	12
7.	資本関係にある会社から調達を受ける場合について（利益等排除）	13
8.	財産処分の制限について	14
9.	その他	14
III.	第1の事業の申請について	15
1.	申請要件	15
2.	ビジョンの要件を満たしていることの確認方法	15
3.	ビジョンの要件を満たしていることの確認から交付決定までのフロー	16
4.	交付申請時の提出書類（工事着工前）	17
5.	実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）	20
IV.	第2の事業の申請について	25
1.	申請要件	25
2.	交付申請時の提出書類（工事着工前）	25
3.	実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）	29
V.	第3の事業の申請について	35
1.	申請要件	35
2.	交付申請時の提出書類（工事着工前）	36
3.	実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）	40

VI.	第4の事業の申請について	45
1.	申請要件	45
2.	交付申請時の提出書類（工事完了前）	45
3.	実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）	47
VII.	計画変更・申請取り下げ等の手続き	49
1.	交付申請取り下げ	49
2.	計画変更	49
3.	遅延等報告	49
4.	実施状況報告	50
5.	財産処分申請	50
VIII.	参考資料	51
参考1.	次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程	51
参考2.	次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則	63
参考3.	第1の事業の手続きに関する規則	82
参考4.	様式	83

I. 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」制度の概要

1. 制度の目的

この補助制度は、次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。

2. 補助対象と対象期間

以下の4つの区分に応じて新たに充電設備を購入し設置を行う方に対して、補助金が交付されます。

実際に要した充電設備機器費（充電器の購入費）および設置工事費（第4の事業は除く）に対して補助率を乗じた額が補助金交付額となります。ただし、補助金の交付上限額を超える場合には、交付上限額が補助金交付額となります。

充電設備は、原則8年間保有することが義務付けられます。保有義務期間満了前に充電設備の処分を行うと、補助金の返納を求められることがあります。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン(注1)に基づき、かつ公共性を有する(注2)充電設備の設置	充電器の購入費 および設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電器の購入費 および設置工事費	1/2
第3の事業	共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置	充電器の購入費 および設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電器の購入費	

(注1)「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」とは、都道府県および高速道路会社が、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車（以下「EV・PHV」という。）に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等を示したもので、センターが認めたものをいいます。ビジョンを策定している自治体等については、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）のホームページで公表します。

(注2)「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス（飲食等）の利用または物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金の徴収は可。）。
- ③利用者を限定していないこと（ただし、会員制などとしていてもその場で充電器利用料金を払う方法などで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。）。

(注3) 補助金の交付を受けるためには第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成27年10月30日（金）までに、充電設備の設置工事が完了し、充電器の購入費および設置工

事費の支払いを終了させ、実績報告書をセンターに提出することが必要です。また第3の事業については平成29年4月28日（金）までに、充電設備の設置工事が完了し、充電器の購入費および設置工事費の支払いを終了させ、実績報告書をセンターに提出することが必要です。

（注4）国による他の補助金（ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。）と重複して申請することは出来ません（地方公共団体による補助制度は、本補助金と重複して申請できます。）。

3. 申請受付期間

平成25年3月19日（火）～平成27年2月27日（金）

なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締め切り前であっても申請の受け付けを終了します。

4. 申請書類一式の提出方法

充電設備の設置検討を行い、見積書などを入手してから、申請書や必要書類を全て揃えた上で、申請書類一式を郵便または特定信書便で一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）に送付してください。

なお、センターに申請書類を持ち込まれても受け取ることができませんので、必ず郵便または特定信書便にて送付してください（申請書等は「信書」に当たることから、郵便または特定信書便で送付をお願いします。）。

必要書類が不足している場合や申請書に捺印漏れなどがある場合は、申請書類が到着しても、申請書類の受付を行わず、申請者に申請書類をそのまま返却することがあります。必要書類の不足や書類の捺印漏れがないように、しっかりと確認をした上で、書類を送付してください。

5. 申請書類の送付先

〒105-0001

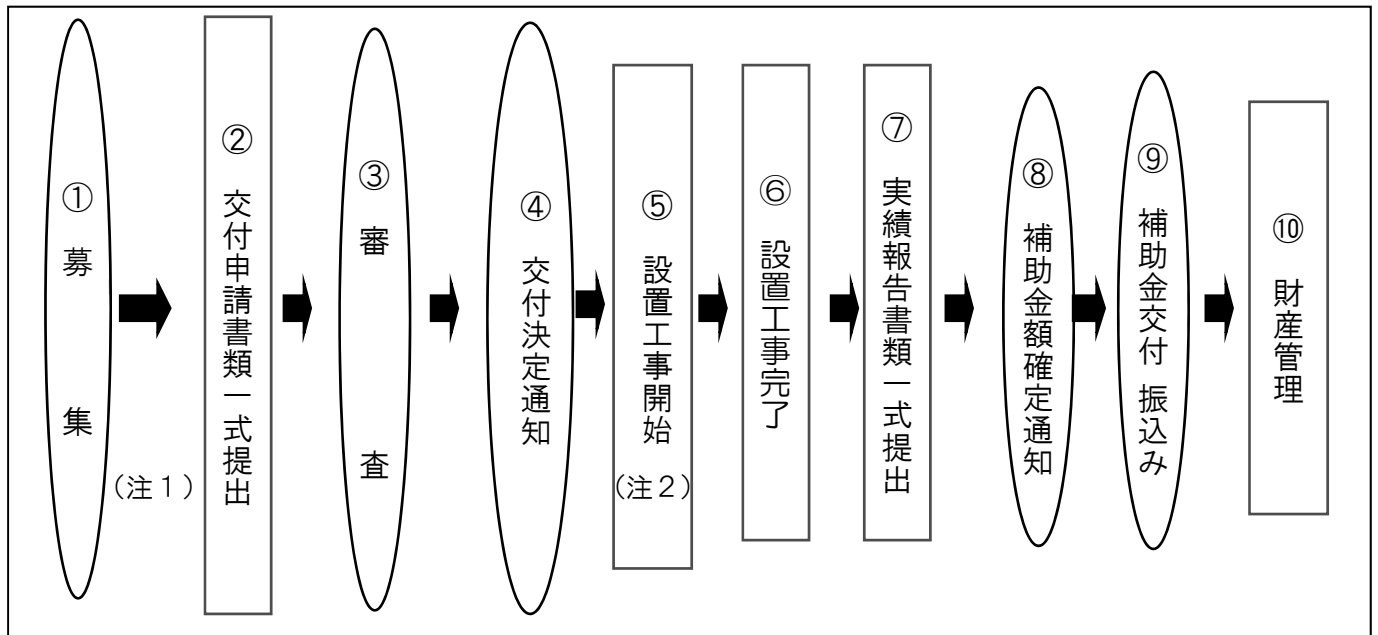
東京都港区虎ノ門 1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2階

一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部 宛

（「充電インフラ整備事業提出資料在中」と明記してください。）

II. 申請に関する基本的事項

1. 補助金申請から補助金交付までの流れ



(注1) 第1の事業については、別途、申請前に自治体等に対してビジョンの要件を満たしているかどうかの確認を行う必要があります。

(注2) 「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。（申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。）

「第4の事業」については、申請前または交付決定前に設置工事を開始していても構いません。ただし、設置工事完了は、「第1～3の事業」と同様に交付決定後である必要があります。

①募集

- 募集期間は平成25年3月19日から平成27年2月27日（センター必着）となります（消印有効ではありません。）。

②交付申請書類一式提出

- 「第1の事業」から「第4の事業」とも、「一つの工事」ごとに申請してください。一つの工事で複数の充電器を設置する場合も一つの申請となります（「一つの工事」の考え方は3.3(1)を参照してください。）。
- 補助対象となる充電器は、充電器メーカーからの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された充電器が対象となります（最新の情報は、センターホームページの「充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額」一覧表で確認してください。）。
- 補助対象となる設置工事は、センターが定める補助対象設置工事項目（3.2参照）が対象となります。
- 補助金交付申請書に補助対象の充電器および工事内容・予算など必要事項を記載し、捺印の上、以下の書類をセンターに送付してください。添付書類は、それぞれの書類をコピーや台紙に張るなどして、A4またはA3の用紙の大きさに揃えて作成願います。これらを以下の順番で揃えてA4の封筒に入れて送付願います。

<交付申請に必要な主な書類>

(これら以外の書類が必要になる場合があります。詳細は本書の事業ごとの説明項目をご覧ください。)

- 補助金交付申請書(様式1)
- 本人確認資料(個人の場合は運転免許証のコピー等、法人の場合は登記簿謄本の写し等)
- 販売業者などから入手した充電器購入の見積書(締結しようとする契約の内容が確認できるもの)、契約書などのコピー
- 設置工事業者などから入手した設置工事の見積書(締結しようとする契約の内容が確認できるもの)、契約書などのコピー※
- センターが定める様式での設置工事見積書(様式4)※
- 設置工事関係の電気系統図、平面図、分電盤の仕様書、配線ルート図および設置予定場所の写真※

※第4の事業については不要です。

③審査

- 交付規程等に基づき適正な申請が行われていることおよび申請者が応募要件を満たしていることなどをセンターが審査します。

④交付決定通知

- 審査の結果、補助金交付対象と認められる場合は、申請者に交付決定通知書を発送します。原則として、申請書類一式(必要書類を含めて)がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。ただし、審査に時間を要するものはこの限りではありません(別途センターから連絡を行います。)

⑤設置工事開始

- 交付決定通知の発行日以降に充電設備の設置工事を開始してください(ただし、第4の事業については、充電設備の設置工事の開始日は問いません。)。原則として、申請書類一式(必要書類を含めて)がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

⑥設置完了

- 第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成27年10月30日(金)までに設置工事を完了できるものが対象となり、また第3の事業については平成29年4月28日(金)までに設置工事を完了できるものが対象となります。

⑦実績報告書類一式提出

- 提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です(ただし、第1の事業、第2の事業及び第4の事業については、遅くとも平成27年10月30日(金)までに提出する必要がある、第3の事業については遅くとも平成29年4月28日(金)までに提出する必要があります。)

⑧補助金額確定の通知

- 実績報告書(様式7)書類一式がセンター到着したのち、センターで内容を確認の上、補助金額を確定し、申請者に対し「補助金額の確定の通知書」を送付します。
- 補助金額の確定にあたり、現場確認や設置工事業者に対するヒアリングなどを行うことがあります。

⑨補助金交付（振込み）

- ・ 実績報告書に記載された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。

⑩財産保有

- a) 補助金の交付を受けた者は、原則として8年間、充電設備を保有管理してください。
- b) 8年以内に、充電設備を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡（ゆずりわた）し、交換、貸し付け、廃棄または担保に供することをいいます。）しようとするときは、処分をする前にセンターの承認を受けなければなりません。
- c) 8年以内に処分を行った場合は、補助金の返納を求められる場合があります。
- d) b)のセンターの承認を受けて行われる処分のうち次の i および ii に掲げるものにあつては、補助金の返納を求めません（ただし、譲渡しの場合にあつては、補助金の交付に係る権利義務の継承について、当該譲渡しを受けた者との合意が必要です。）。
 - i. 住宅および建築物等に充電設備が設置される場合における、当該住宅および建築物の譲渡しと併せて行われる当該充電設備の譲渡し。
 - ii. 申請者が所有していない土地に充電設備が設置された場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であつて、処分後も引き続き充電の用途に利用されるものとしてセンターが認めるもの。

2. 補助対象となる充電器と補助上限額

2.1. 充電器の補助金額の考え方（交付規程第5条関連）

充電器の購入費の補助金額は下表のとおり算出されます。

充電器の購入費の補助金額：以下のア、イのいずれか低い方
ア. 充電器の購入費（消費税抜き）×補助率（1/2または2/3）
イ. 充電器の充電設備銘柄ごとに定める補助上限額

申請者（リースの場合は使用／賃借者）の自社製品の調達または関係会社間の調達の場合、そこに含まれる利益相当分について利益等排除の対象となります。

2.2. 補助対象となる充電器と補助金交付上限額

補助対象となる充電器は、急速充電設備または普通充電設備（注）で、メーカーからの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された充電器が補助対象となります。

補助対象となる充電器と補助金交付上限額の最新情報は、センターホームページの「充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額」一覧表で確認してください。

（注）普通充電設備には、機械式駐車場に設置されるものに限り、充電用コンセントが含まれます。

3. 補助対象となる工事と補助上限額

3.1. 充電設備設置工事の補助金額の考え方（交付規程第5条関連）

設置工事の補助金額は下表のとおり算出されます。

（「第4の事業」の場合は、設置工事費は補助対象外となります。）

設置工事費の補助金額：以下のエ、オのいずれか低い方

- ア. 補助対象設置工事項目の設置工事費（消費税抜き）×補助率（1/2または2/3）
- イ. 補助対象設置工事項目（（1）～（7））ごとに定める補助上限額
- ウ. ア、イのいずれか低い方を工事項目別補助金額とする
- エ. （1）から（7）の工事項目別補助金額の合計金額
- オ. 工事全体に対して定める工事区分に応じた補助上限額

申請者（リースの場合は使用者／賃借者）の自社製品の調達または関係会社間の調達の場合、そこに含まれる利益相当分について利益等排除の対象となります。

3.2. 補助対象となる工事

補助対象となる設置工事項目と工事内容は、以下の表のとおりです。

下記工事内容の内、充電設備の設置に必要な工事に係る経費が補助対象となります。

なお、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

補助対象 設置工事項目	工事内容	工事内容の解説および条件等
(1) 高圧受変電設備	①高圧受変電設備の交換、増設、新設（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ●高圧受変電設備を交換、増設、新設する場合に要する機器の費用。 ●現在の高圧受変電設備では、補助により設置予定の充電設備を稼働できない場合、必要となる電力量のみを確保する目的で交換・増設・新設のいずれかによる高圧受変電設備の機器の費用を補助。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 交換とは 現在の高圧受変電設備内にスペースがある場合で、『変圧器』を取替えること。 2. 増設とは 現在の高圧受変電設備内にスペースがない場合で、他の場所に高圧受変電設備を設置すること。近接に設置空間がある場合は近接場所に設置。近接に設置空間がない場合は、現在の高圧受変電設備を高圧分岐し、別の場所に高圧受変電設備を設置。 3. 新設とは 新たに電力契約を締結する場合で、補助対象となる充電設備のみに利用する高圧受変電設備を設置すること。なお、現在、低圧受電契約により電力の供給を受けている設置場所において、充電設備を設置することにより高圧受電契約に変更する場合における高圧受変電設備の新設は補助の対象外となります。

補助対象 設置工事項目	工事内容	工事内容の解説および条件等
	② 高圧受変電設備設置に係る基礎・アンカーボルト等工事費	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧受変電設備を設置するための基礎やアンカーボルトに要する費用。 ● なお、当該工事に必要な部材等、コンクリート強度試験等の費用も含む。
	③ 前記①～②の機器の搬入・据付	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記①～②の機器の搬入や据付に要する費用。 ● なお、重機、重量とび等による特殊搬入費用および搬入経路の確保費用等も含む。
	④ 前記設置に係る人件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記①～③に係る人件費。
(2) 電気配線	① 分電盤 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、補助予定の充電設備を稼働させるため、既存の分電盤を分岐するために必要な分岐ブレーカー機器の費用。 ● なお、補助予定の充電設備の稼働に必要な電力量に既存の分電盤が対応できない場合における、当該分電盤の改修・交換、もしくは追加に要する機器の費用も含む。
	② 急速充電器用手元開閉器	<ul style="list-style-type: none"> ● 手元開閉器（メンテナンス時に必要となる電源遮断器）の機器の費用。 ● ただし、高圧契約の場所に急速充電設備を設置する場合に限る。
	③ 電源線 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分電盤内の分岐ブレーカー以降の分岐線の費用。 ● なお、補助予定の充電設備を稼働する為に必要な電力量に対応させる（電力会社との責任分界点以降の）幹線の改修の必要がある場合、その幹線の改修に係る費用も含む。
	④ 接地（アース線）	<ul style="list-style-type: none"> ● 接地に係る機器の費用。
	⑤ 前記①～④の電気配線に係る必要部材	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き込み柱、架空配線時の支柱、ハンドホール等の電気配線工事に係る部材の費用。
	⑥ 前記①～④の電気配線に係る諸工事費	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削、埋設、壁面貫通（レントゲン）等の電気配線に係る工事費用。 ● なお、耐圧試験等の費用も含む。
	⑦ 前記①～④の機器の搬入・据付	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記①～④の機器の搬入や据付に要する費用。 ● なお、重機、重量とび等による特殊搬入費用および搬入経路の確保費用等も含む。
	⑧ 前記設置に係る人件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記①～⑦に係る人件費。
(3) 電力供給 対応	① 電柱、柱上トランス、電線等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 急速充電設備を設置する際に、申請者が『同一敷地内複数契約を可能とする特別措置』に基づく申請をした際に、電力会社が申請者に請求する工事費用。

補助対象 設置工事項目	工事内容	工事内容の解説および条件等
(4) 充電器本体据付	①充電器据付に係る掘削、基礎、アンカーボルト、壁補強および支柱設置等の諸工事費	●充電器据付に要する掘削、基礎、アンカーボルト、壁補強および支柱設置等の工事費用。 ●なお、コンクリート強度試験等の費用も含む。
	②前記①の機器の搬入、据付	●前記①の充電器据付に要する費用。 ●なお、重機、重量とび等による特殊搬入費用および搬入経路の確保費用等も含む。
	③前記①～②に係る必要部材	●前記①～②に係る必要な部材の費用。
	④前記設置に係る人件費	●前記①～③に係る人件費。
(5) 充電スペース整備	①既存路盤撤去・処分費、および路盤再整備費	●補助予定の充電設備を設置する際に、既存のスペースをそのまま充電用として活用できない場合における、新たにスペースを設けるための工事費用。
	②ライン引き費	●充電区域を囲むラインを引く費用。
	③前記①～②の整備に係る重機および機材費	●前記①～②の整備に係る重機および機材の費用。
	④前記整備に係る人件費	●前記①～③の人件費。
(6) 付帯設備	①設置場所案内板	●公共性を有する充電設備への誘導を目的とする案内板の費用。
	②路面表示	●『充電場所』であることの視認性を高める表示の費用。
	③屋根又は小屋	●充電器を雨等から保護する屋根の費用。 ●なお、充電器を豪雪等から保護する必要がある場合の小屋の費用を含む。
	④予備用コンセント	●日本配線器具工業会規格（JWDS0033）に適合する充電用コンセントの費用。
	⑤充電器防護用ポール	●充電器を防護するポールの費用。
	⑥電灯	●充電器本体を照らす目的で設置する電灯の費用。
	⑦前記①～⑥の付帯設備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強および支柱設置等の諸工事費	●前記①～⑥の付帯設備の設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強および支柱設置等の工事費用。 ●なお、工事に必要な部材の費用およびコンクリート強度試験等の費用も含む。
	⑧前記①～⑦の機器の搬入・据付	●前記①～⑦の機器の搬入や据付に要する費用。 ●なお、重機、重量とび等による特殊搬入費用および搬入経路の確保費用等も含む。
	⑨前記設置に係る人件費	●前記①～⑧に係る人件費。

補助対象 設置工事項目	工事内容	工事内容の解説および条件等
(7) その他工事に係る費用	①寒冷および塩害対策に係る費用	●掘削、埋設時等の防寒対策に係る費用。 ●各設備・部材の塩害対策に係る費用。
	②養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用	●損傷防止のための部材の費用および工事費用、安全確保のための用具等に係る費用。 ●廃棄物処理に係る費用。 ●充電器設置場所にもともと設置されていた設備等の移動費用。ただし、既存物移動後の設置費用は含まない。
	③現場管理費	●設置工事期間中に発生する当該工事の安全管理等に係る費用。
	④雑材消耗品費	●ビス、ドリルの刃など、消耗品等の費用。
	⑤設置時の停電回避に係る費用	●設置工事期間中に、当該工事によって生じ得る停電を回避するための、発電機やバイパス工事等にかかる費用。
	⑥設計に係る費用	●補助対象となる充電設備や設置場所のレイアウト等の設計に係る費用。
	⑦前記に係る人件費	●前記①～⑥に係る人件費。

(注1) 高圧受変電設備について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備を設計変更して充電設備を設置する場合には、当該高圧受変電設備は補助の対象外となります。

(注2) 電気配線について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して充電設備を設置する場合には、当該分電盤、およびそれに伴う幹線の変更は、補助の対象外となります。

3.3. 設置工事補助について特に注意が必要な事項について

(1) 一つの工事の考え方について

充電器を設置する工事全体を「一つの工事」としてみなします。

ただし、同時期に複数の充電器を設置する場合にあっては、それらの設置工事により改修もしくは交換を行う分電盤のうち、充電器から最も近くの既存の分電盤が同一である場合は、それらの設置工事全体を「一つの工事」としてみなします。

(2) 「特別な仕様に基づく工事」の申請について

「特別な仕様に基づく工事」とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて行う工事をいいます。「特別な仕様に基づく工事」として申請する場合は、交付申請とあわせて「特別な仕様に基づく工事」申請事由書（様式3）を用いてセンターに申請し、承認を得ることが必要となります。

4. 共同申請について

一つの申請に関し、費用を複数者で分担するなどにより、複数の契約主体がいる場合（注1）、共同して申請を行います。

共同申請は、交付申請、実績報告および補助金の收受等、センターとの手続きを代表して行う代表者を決定の上、当該代表者が交付申請時に行います。

また、財産処分等（注2）により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

なお、共同申請を行う場合には、「1. ②交付申請書類一式提出」に記載されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

①共同申請書（様式2）

②共同申請者の印鑑登録証明書の写し（コピー不可）

共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。ただし、マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合は不要です。

③本人確認資料

- 法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の登記簿謄本の写し、現在事項全部証明の写し、履歴事項全部証明の写しのいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

- 個人の場合

1. ②の「交付申請書類一式提出」に記載されている本人確認資料で代用できます。

- マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合

マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）が必要となります。

（注1）複数の契約主体がある場合とは、例えば充電器の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。ただし、リース契約がある場合には、リース契約の使用／賃借者は補助対象経費を支払う者とはみなしません。

（注2）「8. 財産処分の制限について」を参照してください。

5. リースについて

(1) 申請の区分

一つの申請においてリース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者として申請を行う場合と、共同申請により申請を行う場合があります。

	リースの対象	申請者	
		第1～第3の事業	第4の事業
①	充電機器のみ	共同申請	リース会社
②	設置工事のみ	共同申請	—
③	充電機器および設置工事全般	共同申請	—

(2) リース会社が申請する時の留意事項（共同申請にリース会社が含まれる場合も含みます。）

- リース契約の場合、リース会社が補助金申請者となります。リース会社が補助金を申請し、補助金はリース会社に支払われます。
- リース会社は、使用／賃借人の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映させなくてはなりません。
- リース契約は、保有義務期間（8年間：第4の事業で機器の本体価格が50万円未満の場合を除きます。）以上の期間使用することを前提とした契約にすることが必要です。
リース期間が保有義務期間より短くせざるを得ない場合は、リース期間満了後、使用義務期間以上まで再リースを行うまたはリース会社が保有する旨の誓約書の提出が必要です。

なお、リース会社が申請を行う場合には、「1. ②交付申請書類一式提出」に記載されている各書類のほかに、実績報告書の提出時に以下の書類が必要となります。

- ①リース契約書のコピー
- ②月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映されていることを証明する貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

6. クレジット契約等について

クレジット契約等とは、割賦販売法の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けたクレジット会社（注1）の扱う個別クレジット契約（注2）であって債務が完済されるまでクレジット会社が目的物（充電設備）の所有権を留保するものをいいます。ただし、支払期間が2年を超えないものに限りです。

以下の事項をセンターと約し、遵守することを条件として、クレジット契約等を利用することができます。

- ①個別クレジット契約に基づく債務が完済されるまで充電設備の所有権が取扱クレジット会社に留保されることを認めるとともに、使用者としてセンターが定めた期間は、適切に管理を行うこと。
- ②補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書をセンターに提出すること。
- ③クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、クレジット契約等完済報告書をセンターに提出すること。
- ④上記①、②、③および補助金の申請に関する規定について、センターの定めに従うこと。なお、申請者がセンターの定める事項に違反した場合は、受給した補助金を速やかに返還すること。

なお、クレジット契約等を行う場合には、「1. ②交付申請書類一式提出」に記載されている各書類のほかに、実績報告書の提出時、補助金の受領時、クレジット契約等における支払完了時にそれぞれ、以下の書類の提出が必要となります。

【実績報告書の提出時】

- ①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24）
- ②クレジット契約等の契約書のコピー

【補助金の受領時】

- ①クレジット契約等補助金充当報告書（様式25）
- ②取扱クレジット会社発行の補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類のコピー

【クレジット契約等における支払完了時】

- ①クレジット契約等支払完済報告書（様式26）
- ②取扱クレジット会社発行の支払が完了したことを証する書類のコピー

（注1）割賦販売法の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けたクレジット会社の一覧については、以下のホームページからご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/115tourokujigyousyaitiran.htm>

（注2）個別クレジット契約については、以下の社団法人日本クレジット協会ホームページにて解説されておりますのでご参照ください。

http://www.j-credit.or.jp/customer/basis/individual_method.html

7. 資本関係にある会社から調達を受ける場合について（利益等排除）

申請者（リースの場合はその使用者となります。）と資本関係にある会社から調達（充電器の購入および設置工事を含む。）を受ける場合は、補助対象経費から利益相当額を排除する必要があります。

その場合は、交付申請時に資本関係が分かる資料（ウェブサイトの株主情報のコピー等）を提出してください。

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>補助金の申請者（リースの場合はその使用者となります。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含まれます。）は、利益等排除の対象とします。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社を用います。</p> <p>（1）申請者自身 （2）100%同一の資本に属するグループ企業 （3）申請者の関係会社（上記（2）を除きます。）</p>	
2. 利益等排除の方法	
（1）申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。そうでない場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。そうでない場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

8. 財産処分の制限について

本補助金により設置された充電設備は、「取得財産等の処分を制限する期間」に定められた期間に処分(補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換、貸付け(リース用設備を除く)、廃棄または担保に供することをいいます。)することはできません。期限内処分を行う場合は、センターの事前の承認が必要であり、また原則として補助金の返納が必要となります。保有義務期間は設置完了した日から8年です。

補助金の交付を受けた方は、充電設備を設置した後も、次世代自動車充電インフラ整備促進補助事業管理規程に従い、充電設備の適正な管理を行ってください。

事業の種類	制限対象となる取得財産等	取得財産等の処分を制限する期間
第1の事業 第2の事業 第3の事業	充電設備	8年
第4の事業	充電設備 (取得価格が50万円以上のもの)	

9. その他

(1) 充電器の購入および設置工事にかかる契約について

充電器の購入および設置工事にかかる契約に関しては、でき得る限り一般の競争に付してください。

(2) 補助事業の経理について

補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等および収支に関する証拠書類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収証等の帳票類)を、設置工事が完了した日の翌年度(4月1日)から、申請者が5年間いつでも閲覧できるように保管してください。

ただし、個人の申請において、上記の経理処理等が困難な場合は、見積書、契約書、納品書、請求書、領収証等の帳票類を、同様に5年間保存してください。

(3) 調査について

申請者は、センターが補助金の交付業務の適正な運営を図るために必要な範囲において、報告を求め、または現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

現地調査では、設置された充電設備の使用状況、保管義務のある関係書類の確認等を実施します。

III. 第1の事業の申請について

事業内容	ビジョンに示された要件を満たすもので、かつ公共性を有する充電設備の設置事業をいいます。
補助対象者	地方公共団体、法人（独立行政法人は除く）、個人
補助対象経費	充電器の購入費および設置工事費
補助率	2 / 3

1. 申請要件

第1の事業の申請にあたり、以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ① 今後、新設される充電設備（中古を除く。）であること。
- ② 申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ③ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
- ④ 充電設備の設置およびその支払いが、平成27年10月30日までに完了する見込みであること。
- ⑤ 申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。
- ⑥ 申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。
- ⑦ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ⑧ 充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと（ただし駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。
- ⑨ 利用者を限定していないこと。
- ⑩ 充電場所を示す案内看板を設置すること。
- ⑪ ビジョンに示された要件を満たすものとして、設置場所を管轄する自治体等が確認を行ったものであること。

（注）「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。ただし、審査に時間を要するものはこの限りではありません（別途センターから連絡を行います。）更に申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

2. ビジョンの要件を満たしていることの確認方法

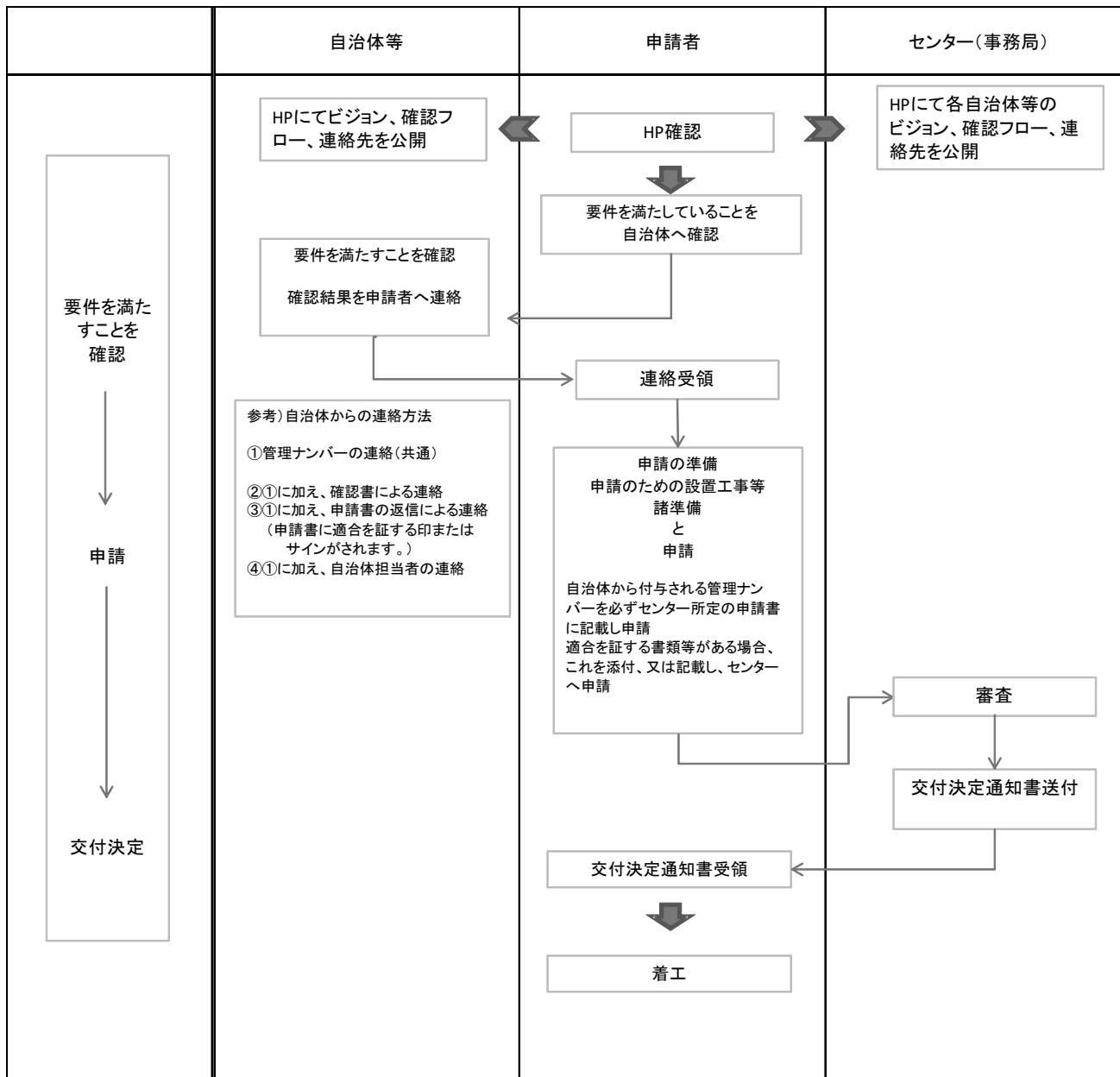
第1の事業の申請を行う場合、自治体等の示すビジョンと申請が適合している必要があります。以下の手順に従って、自治体等の示すビジョンと申請が適合しているかの確認を、自治体等に必ず行ってください（センターでは確認を行いません。）。

以下の留意事項を確認してください。

- 自治体等のビジョン、要件を満たしていることの確認方法および連絡先は、センターならびに自治体等のホームページで確認できます。

- 当該申請がビジョンの要件を満たしているかの確認の結果は、自治体等より連絡があります。

3. ビジョンの要件を満たしていることの確認から交付決定までのフロー



- ◇ 申請が自治体のビジョンの要件を満たしているかは申請者が自治体に確認してください。
- ◇ 申請時には、自治体からの連絡時に受けた情報(管理ナンバー等)が必要になります。
- ◇ 申請者は、センターおよび自治体のホームページ等により、自治体への確認方法をあらかじめ確認してください。

4. 交付申請時の提出書類（工事着工前）

第1の事業の補助金申請を行うには、設置工事着工前に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要です。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

(1) 全体に共通の提出書類

全体に共通の提出書類は以下の書類となります。

- ①補助金交付申請書（様式1-1）
- ②申請者本人確認書類（運転免許証、登記簿謄本など）
- ③充電器購入の見積書など
- ④設置工事に関する提出書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

①補助金交付申請書（様式1-1）

必要事項を全て記入し、4ヶ所に捺印してください。

②申請者本人確認書類

本人確認書類は、申請者の区分ごとに異なります。

共同申請の場合は、別途必要となる書類で代用できますので、申請者本人確認書類は省略することが出来ます。

ア) 申請者が「法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）」に該当する場合

登記簿謄本の写し（コピー不可）現在事項全部証明の写し（コピー不可）履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

法人からの申請は代表権をお持ちの方の名前でお願いします。なお、支店等から申請する場合は、支店が登記されていること、および支店等の代表者が代表権をお持ちであることが必要です。支店等の代表者が代表権をお持ちでない場合は、代表権者から申請者への委任状を添付してください。

イ) 申請者が「個人」に該当する場合

以下の表の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限ります。 免許証の表面と裏面を一枚にコピーして提出してください。
印鑑登録証明書の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
住民票の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
パスポートのコピー	有効期限内のものに限ります。 氏名、住所が記載されたページをコピーして提出してください。
健康保険証等（現住所 が記載されているもの） のコピー	有効期限内のものに限ります。

ウ) 申請者が「マンション管理組合（管理組合法人を除く）」に該当する場合

管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）を提出してください。

③ 充電器購入の見積書など

充電器購入のための見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）、注文書、契約書等（捺印があること）のいずれか一つのコピーを提出してください。また、手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。

なお、④設置工事に関する提出書類のうち「イ. 設置工事業者提出の見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）」に充電器の購入費が記載されている場合は、省略することが可能です。

④ 設置工事に関する提出書類

以下のア～コの書類を準備して提出してください。

補助対象となる高圧受変電設備の工事を行う場合は、キの書類を提出してください。

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合、コの書類を提出してください。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

書類		説明
ア. 見積書（センター指定） （様式4）	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象となる設置工事費を明確にするための、センター指定の様式の見積書。イ. 設置工事業者提出の見積書とは別に、設置工事業者に作成を依頼してください。 ●設置工事業者が複数ある場合は、それぞれの業者ごとに一枚ずつ作成を依頼してください。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。
イ. 設置工事業者提出の見積書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事業者が申請者（設置者）に提出する工事全体（補助対象以外の工事も含む）の見積書。 ●同一設置工事業者から提出される、ア. センター指定様式の見積書と、イ. 設置工事業者提出の見積書のうち、補助対象となる設置工事費の金額は一致する必要があります。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。 ●手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。
ウ. 要部写真	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事着工前の設置場所の写真等。必要となる写真詳細の内容は、補足資料を参照願います。
エ. 平面図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。
オ. 設置場所見取図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備と公道との位置関係（進入経路含む）が示されたもの。手書きでも可。平面図に公道との位置関係が示されていれば省略可能。
カ. 電気系統図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●交換・増設もしくは新設される高圧受変電設備、あるいは、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助により設置される充電器とが専用配線予定であることを示すもの。さらに現状の配線関係を示す系統図を添付すること。

書類		説明
キ. 高圧受変電設備の仕様書	○	●交換・増設もしくは新設される高圧受変電施設の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。 ●なお、現状の高圧受変電施設の仕様書を添付のこと。 （補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）
ク. 分電盤の仕様書	◎	●改修・交換もしくは新設される分電盤の仕様を示すもの。 ●なお、現状の分電盤の仕様書を添付のこと。
ケ. 配線ルート図	◎	●配線の経路、長さ、配線方法（埋設、架空など）がわかるもの。 ●平面図、または電気系統図に示されていれば省略可能。
コ. 電力供給対応にかかる請求書	○	●「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合に、電力会社が電力引き込み設置工事（電柱・柱状トランス・電線等）を行うことにより申請者が負担する費用についての電力会社からの請求書。

(2) 共同申請を行う場合の提出書類

一つの申請に関し、費用を複数者で分担するなどにより、複数の申請者がいる場合、共同して申請を行います。

共同申請は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者を決定の上、当該代表者が交付申請時に行います。

また、財産処分等により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

なお、共同申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

①共同申請書（様式2）

②共同申請者の印鑑登録証明書の写し（コピー不可）

共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。ただし、マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合は不要です。

③本人確認資料

- 法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の登記簿謄本の写し（コピー不可）現在事項全部証明の写し（コピー不可）履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

- 個人の場合

(1)の「全体に共通の提出書類」に記載されている本人確認資料で代用できます。

- マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合

マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）が必要となります。

(3) リース契約の場合の提出書類

「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(4) クレジット契約の場合の提出書類

「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(5) 資本関係のある会社から調達を受ける場合の提出書類

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、申請者（リースの場合は使用／賃借者）と当該調達先との資本関係が確認できる書類を提出してください。

（共同申請の場合は、全ての申請者について必要となります。）

【資本関係が確認できる書類の例】

- ・ 資本関係が確認できるウェブサイトの会社情報のコピー
- ・ 資本関係が確認できる会社紹介パンフレットのコピー

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、利益等排除が適用されます。詳しくはⅡ. 7を参照してください。

5. 実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です（ただし、平成27年10月30日までに提出する必要があります。）。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

(1) 全体に共通の提出書類

実績報告書提出時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式7-1）
- ②充電機器購入の証憑
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産管理台帳・取得財産明細表（様式11）

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①実績報告書（様式7-1）
 - ・ 必要事項を全て記入し、3ヶ所に捺印してください。

②充電器購入の証憑

- ・ 充電器本体購入の領収証（コピー）ならびに、新規に購入された充電設備であることが分かる書類（保証書、納品書等）の提出が必要となります。（注1）
- ・ 充電器本体の価格が記載されている証憑（内訳明細書、契約書、注文書、請求書等）のコピーを提出してください（支払証憑で充電器本体の価格（設置工事費等および消費税を除いた金額）が確認出来る場合は不要です。）。（注2）
- ・ 複数設置した場合は、個々の本体の価格が分かる様にしてください。

（注1）クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。

（注2）領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、充電器本体からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

- ・ 充電設備設置関連工事完了報告書（様式9）を、設置工事完了後に工事業者に作成を依頼して、書類一式を提出してください。
- ・ 設置工事の実施前後の状況がわかる写真を添付してください。スペースが足りない場合は、別紙添付も可です。
- ・ 様式9以外に必要な書類、添付資料は以下のとおりです。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

必要な書類		補足説明
ア. センター提出用工事実績内訳確認書（様式10）	◎	補助対象となる設置工事の区分ごと、定められた工事内容ごとに、設置工事費の実績を記入するもの。
イ. 設置工事業者が申請者（設置者）に提出する請求書（工事内訳が添付されたもの）	◎	センターが補助対象工事以外の工事費用を含む、工事業者が申請者（設置者）に請求する請求書。
ウ. 要部写真	◎	充電施設が設置された現状を証明する写真。参考様式を用い、設置前・完成後の対比が必要となるものがあります。補足資料（要部写真の説明）を参照してください。
エ. 完成平面図	◎	充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。名称は完成平面図とし、申請時に提出された平面図の再利用による提出も可能です。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
オ. 完成設置場所見取り図	◎	充電設備と公道との位置関係（進入経路含む。）が示されたもの（手書きでも可）。完成平面図に公道との位置関係が示されていれば、代用が可能です。また、申請時に提出された設置場所見取り図の再利用による提出も可能です。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
カ. 完成電気系統図	◎	交換、増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助を受け設置された充電器との専用配線を示すもの。なお、申請時の配線予定を示した電気系統図から変更がある場合は変更内容を記載してください。
キ. 高圧受変電設備の完成仕様書	○	交換、増設もしくは新設された高圧受変電設備の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。なお、申請時から変更がある場合は、変更内容を記載してください。
ク. 分電盤の完成仕様書	◎	改修・交換もしくは新設された分電盤の仕様を示すもの。（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）塩害仕様等とした場合は、その旨を記載してください。また、申請時から変更がある場合は変更内容も記載してください。
ケ. 完成配線ルート図	◎	完成配線の経路、長さ、配線方法（埋設・架空）がわかるもの。完成平面図、または完成電気系統図にこれらの記載がある場合、代用が可能です。
コ. 代金支払証憑類（注1）	◎	申請者宛の領収証（申請者が受け取ったもののコピー）、または銀行振込等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書のコピー（振込金受取書等のコピー）等。

（注1）補助対象設置項目ごとの費用が確認できる資料が必要となります。また、クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。

なお、領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、設置工事費からの値引きとみなします。

④取得財産管理台帳・取得財産明細表

- ・ 充電器の取得価格を記入してください。

(2) 共同申請の場合の提出資料

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

(3) リース契約の場合の提出資料

リース会社が申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

①賃貸借契約書（リース契約書）のコピー

- ・ リース契約成立後の契約書であることが必要です（リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。）。
- ・ 転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。

②貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

- ・ 月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認させていただきます。
- ・ 転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

(4) クレジット契約等（※）の場合の提出書類

クレジット契約等の場合、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、実績報告書提出時に以下の書類が必要となります。

①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24）

②クレジット契約等の契約書のコピー

なお、クレジット契約等の場合、実績報告書の提出の後も、以下の対応が必要となります。

①補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書（様式25）をセンターに提出すること。

②クレジット契約における支払が完了した日から起算して30日以内に、クレジット契約等完済報告書（様式26）をセンターに提出すること。

【クレジット契約等の場合の全体的な流れ】

タイミング	手続き	提出書類
実績報告書の提出時	右の書類を実績報告書に添付して提出してください。	①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24） ②クレジット契約等の契約書のコピー
補助金の受領時	補助金を受領後、速やかに補助金相当額をクレジット等の返済に充当し、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等補助金充当報告書（様式25） ②取扱クレジット会社発行の、補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類のコピー
クレジット契約等における支払完了時	クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等支払完済報告書（様式26） ②取扱クレジット会社発行の、支払が完了したことを証する書類のコピー

※クレジットカードによる支払は、クレジット契約等には含まれません。

補足資料（要部写真の説明）

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細		
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告	
要部写真	高圧受変電設備	高圧受変電設備交換	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	交換した高圧受変電設備の外観	
			仕様確認	○	○	既存の変圧器の銘板	交換した変圧器の銘板	
		高圧受変電設備増設	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	増設した高圧受変電設備の外観	
			仕様確認	○	○	既存の高圧受変電設備の変圧器銘板	増設した高圧受変電設備の変圧器銘板	
			設置事実確認		○		既存の高圧受変電設備に設置した分岐装置の部分	
		高圧受変電設備新設	設置事実確認		○		新設した高圧受変電設備の外観	
	仕様確認			○		新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板		
	電気配線	分電盤	改修、交換もしくは増設	設置事実の確認	○	○	既存分電盤外観	改修、交換もしくは増設後の分電盤外観
				回路確認	○	○	既存分電盤の分岐ブレーカー部分	増設された分岐ブレーカー
		新設	設置事実の確認		○		分電盤の外観	
			回路確認		○		分電盤の分岐ブレーカー部分	
		電源線	幹線改修	回路確認	○	○	既存幹線の仕様および経路が明記されている線名札など	敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など
			幹線新設	回路確認		○		敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など
	分岐線		回路確認		○		敷設した分岐線の仕様および経路が明記されている線名札など	
	要部写真	充電器本体据付	急速充電設備および普通充電設備の据付	設置事実の確認		○		設置した充電設備の外観
仕様確認					○		設置した充電設備の銘板	
通電確認					○		設置した充電設備の電圧および相回転の確認（3相の場合）	

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細	
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告
充電スペース整備 付帯設備	充電スペース	ライン引き等	整備事実の確認	○	○	既存充電スペースの全景	整備された充電スペースの全景
		設置場所案内板	設置事実の確認		○		設置された案内板の外観
		路面表示	設置事実の確認		○		設置された路面表示の外観
		屋根・小屋	設置事実の確認		○		設置された屋根・小屋の外観
		予備用コンセント	設置事実の確認		○		設置されたコンセントの外観
			仕様確認		○		設置された充電設備の銘板
		充電器防護用ポール	設置事実の確認		○		設置された充電器防護用ポールの外観
		電灯	設置事実の確認		○		設置された電灯の外観
その他工事に係る費用	寒冷地対策費用	凍上対策の確認		○		掘削状況の確認	

IV. 第2の事業の申請について

事業内容	公共性を有する充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの（自治体等の策定するビジョンの要件を満たさないもの）をいいます。
補助対象者	地方公共団体、法人（独立行政法人は除く）、個人
補助対象経費	充電器の購入費および設置工事費
補助率	1 / 2

1. 申請要件

第2の事業の申請にあたり、以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ① 今後、新設される充電設備（中古を除く。）であること。
- ② 申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ③ センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
- ④ 充電設備の設置およびその支払いが、平成27年10月30日までに完了する見込みであること。
- ⑤ 申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。
- ⑥ 申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。
- ⑦ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- ⑧ 充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと（ただし駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。）。
- ⑨ 利用者を限定していないこと。
- ⑩ 充電場所を示す案内看板を設置すること。

（注）「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。ただし、審査に時間を要するものはこの限りではありません（別途センターから連絡を行います。）更に申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

2. 交付申請時の提出書類（工事着工前）

第2の事業の補助金申請を行うには、設置工事着工前に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要です。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下のとおりです。

（1）全体に共通の提出書類

全体に共通の提出書類は以下の書類となります。

- ① 補助金交付申請書（様式1-2）
- ② 申請者本人確認書類（運転免許証、登記簿謄本など）

- ③ 充電器購入の見積書など
- ④ 設置工事に関する提出書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

① 補助金交付申請書（様式1-2）

必要事項を全て記入し、4ヶ所に捺印してください。

② 申請者本人確認書類

本人確認書類は、申請者の区分ごとに異なります。

なお、共同申請を行う場合は、別途必要となる書類で代用できますので、申請者本人確認書類は省略することができます。

ア) 申請者が「法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）」に該当する場合
 登記簿謄本の写し（コピー不可） 現在事項全部証明の写し（コピー不可） 履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

法人からの申請は代表権をお持ちの方の名前でお願いします。なお、支店等から申請する場合は、支店が登記されていること、および支店等の代表者が代表権をお持ちであることが必要です。支店等の代表者が代表権をお持ちでない場合は、代表権者から申請者への委任状を添付してください。

イ) 申請者が「個人」に該当する場合

以下の表の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限ります。 免許証の表面と裏面を一枚にコピーして提出してください。
印鑑登録証明書の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
住民票の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
パスポートのコピー	有効期限内のものに限ります。 氏名、住所が記載されたページをコピーして提出してください。
健康保険証等（現住所 が記載されているもの） のコピー	有効期限内のものに限ります。

ウ) 申請者が「マンション管理組合（管理組合法人を除く。）」に該当する場合

管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）を提出してください。

③ 充電器購入の見積書など

充電器購入のための見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）、注文書、契約書等（捺印があること）のいずれか一つのコピーを提出してください。また、手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。

なお、④設置工事に関する提出書類のうち「イ. 設置工事業者提出の見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）」に充電器の購入費が記載されている場合は、省略することが可能です。

④設置工事に関する提出書類

以下のア～コの書類を準備して提出してください。

補助対象となる高圧受変電設備の工事を行う場合は、キの書類を提出してください。

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合、コの書類を提出してください。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

書類		説明
ア. 見積書（センター指定） （様式4）	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象となる設置工事費を明確にするための、センター指定の様式の見積書。イ. 設置工事業者提出の見積書とは別に、設置工事業者に作成を依頼してください。 ●設置工事業者が複数ある場合は、それぞれの業者ごとに一枚ずつ作成を依頼してください。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。
イ. 設置工事業者提出の見積書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事業者が申請者（設置者）に提出する工事全体（補助対象以外の工事も含む）の見積書。 ●同一設置工事業者から提出される、ア. センター指定様式の見積書と、イ. 設置工事業者提出の見積書のうち、補助対象となる設置工事費の金額は一致する必要があります。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。 ●手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。
ウ. 要部写真	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事着工前の設置場所の写真等。必要となる写真詳細の内容は、補足資料を参照願います。
エ. 平面図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。
オ. 設置場所見取図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備と公道との位置関係（進入経路含む）が示されたもの。手書きでも可。平面図に公道との位置関係が示されていれば省略可能。
カ. 電気系統図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●交換・増設もしくは新設される高圧受変電設備、あるいは、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助により設置される充電器とが専用配線予定であることを示すもの。さらに現状の配線関係を示す系統図を添付すること。
キ. 高圧受変電設備の仕様書	○	<ul style="list-style-type: none"> ●交換・増設もしくは新設される高圧受変電施設の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。 ●なお、現状の高圧受変電施設の仕様書を添付のこと。（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）
ク. 分電盤の仕様書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●改修・交換もしくは新設される分電盤の仕様を示すもの。 ●なお、現状の分電盤の仕様書を添付のこと。
ケ. 配線ルート図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●配線の経路、長さ、配線方法（埋設、架空など）がわかるもの。 ●平面図、または電気系統図に示されていれば省略可能。
コ. 電力供給対応にかかる請求書	○	<ul style="list-style-type: none"> ●「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合に、電力会社が電力引き込み設置工事（電柱・柱状トランス・電線等）を行うことにより申請者が負担する費用についての電力会社からの請求書。

(2) 共同申請を行う場合の提出書類

一つの申請に関し、費用を複数者で分担するなどにより、複数の申請者がいる場合、共同して申請を行います。

共同申請は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者を決定の上、当該代表者が交付申請時に行います。

また、財産処分等により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

なお、共同申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

①共同申請書（様式2）

②共同申請者の印鑑登録証明書の写し（コピー不可）

共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。ただし、マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合は不要です。

③本人確認資料

- ・ 法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の登記簿謄本の写し（コピー不可）現在事項全部証明の写し（コピー不可）履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

- ・ 個人の場合

(1)の「全体に共通の提出書類」に記載されている本人確認資料で代用できます。

- ・ マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合

マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）が必要となります。

(3) リース契約の場合の提出書類

「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(4) クレジット契約の場合の提出書類

「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(5) 資本関係のある会社から調達を受ける場合の提出書類

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、申請者（リースの場合は使用／賃借者）と当該調達先との資本関係が確認できる書類を提出してください。

（共同申請の場合は、全ての申請者について必要となります。）

【資本関係が確認できる書類の例】

- ・ 資本関係が確認できるウェブサイトの会社情報のコピー
- ・ 資本関係が確認できる会社紹介パンフレットのコピー

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、利益等排除が適用されます。詳しくはⅡ.7を参照してください。

3. 実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です（ただし、平成27年10月30日までに提出する必要があります。）。
必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

（1）全体に共通の提出書類

実績報告書提出時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式7-2）
- ②充電機器購入の証憑
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産管理台帳・取得財産明細表（様式11）

以下、それぞれの書類について説明をします。

①実績報告書（様式7-2）

- ・ 必要事項を全て記入し、3ヶ所に捺印してください。

②充電器購入の証憑

- ・ 充電器本体購入の領収証（コピー）ならびに、新規に購入された充電設備であることが分かる書類（保証書、納品書等）の提出が必要となります。（注1）
- ・ 充電器本体の価格が記載されている証憑（内訳明細書、契約書、注文書、請求書等）のコピーを提出してください（支払証憑で充電器本体の価格（設置工事費等および消費税を除いた金額）が確認出来る場合は不要です。）。（注2）
- ・ 複数設置した場合は、個々の本体の価格が分かる様にしてください。

（注1）クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。

（注2）領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、充電器本体からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

- ・ 充電設備設置関連工事完了報告書（様式9）を、設置工事完了後に工事業者に作成を依頼して、書類一式を提出してください。
- ・ 設置工事の実施前後の状況がわかる写真を添付してください。スペースが足りない場合は、別紙添付も可です。
- ・ 様式9以外に必要な書類、添付資料は以下のとおりです。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

必要な書類		補足説明
ア. センター提出用工事実績内訳確認書（様式10）	◎	補助対象となる設置工事の区分ごと、定められた工事内容ごとに、設置工事費の実績を記入するもの。
イ. 設置工事業者が申請者（設置者）に提出する請求書（工事内訳が添付されたもの）	◎	センターが補助対象工事以外の工事費用を含む、工事業者が申請者（設置者）に請求する請求書。
ウ. 要部写真	◎	充電施設が設置された現状を証明する写真。参考様式を用い、設置前・完成後の対比が必要となるもの

必要な書類	補足説明	
		があります。補足資料（要部写真の説明）を参照してください。
エ. 完成平面図	◎	充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。名称は完成平面図とし、申請時に提出された平面図の再利用による提出も可能です。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
オ. 完成設置場所見取り図	◎	充電設備と公道との位置関係（進入経路含む）が示されたもの（手書きでも可）。完成平面図に公道との位置関係が示されていれば、代用が可能です。申請時に提出された設置場所見取り図の再利用による提出も可。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
カ. 完成電気系統図	◎	交換、増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助を受け設置された充電器との専用配線を示すもの。なお、申請時の配線予定を示した電気系統図から変更がある場合は変更内容を記載してください。
キ. 高圧受変電設備の完成仕様書	○	交換、増設もしくは新設された高圧受変電設備の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。なお、申請時から変更がある場合は、変更内容を記載してください。
ク. 分電盤の完成仕様書	◎	改修・交換もしくは新設された分電盤の仕様を示すもの（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。塩害仕様等とした場合は、その旨を記載してください。また、申請時から変更がある場合は変更内容も記載してください。
ケ. 完成配線ルート図	◎	完成配線の経路、長さ、配線方法（埋設・架空）がわかるもの。完成平面図、または完成電気系統図にこれらの記載がある場合、代用が可能です。
コ. 代金支払証憑類（注1）	◎	申請者宛の領収証（申請者が受け取ったもののコピー）、または銀行振込等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書のコピー（振込金受取書等のコピー）等。

（注1）補助対象設置項目ごとの費用が確認できる資料が必要となります。また、クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。
 なお、領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、設置工事費からの値引きとみなします。

④取得財産管理台帳・取得財産明細表

- 充電器の取得価格を記入してください。

（2） 共同申請の場合の提出資料

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

（3） リース契約の場合の提出資料

リース会社が申請を行う場合には、「(1)全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

①賃貸借契約書（リース契約書）のコピー

- ・リース契約成立後の契約書であることが必要です（リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。）。
- ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。

②貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

- ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認させていただきます。
- ・転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

(4) クレジット契約等（※）の場合の提出書類

クレジット契約等の場合、「(1)全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、実績報告書提出時に以下の書類が必要となります。

①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24）

②クレジット契約等の契約書のコピー

なお、クレジット契約等の場合、実績報告書の提出の後も、以下の対応が必要となります。

①補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書（様式25）をセンターに提出すること。

②クレジット契約における支払が完了した日から起算して30日以内に、クレジット契約等完済報告書（様式26）をセンターに提出すること。

【クレジット契約等の場合の全体的な流れ】

タイミング	手続き	提出書類
実績報告書の提出時	右の書類を実績報告書に添付して提出してください。	①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24） ②クレジット契約等の契約書のコピー
補助金の受領時	補助金を受領後、速やかに補助金相当額をクレジット等の返済に充当し、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等補助金充当報告書（様式25） ②取扱クレジット会社発行の、補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類のコピー
クレジット契約等における支払完了時	クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等支払完済報告書（様式26） ②取扱クレジット会社発行の、支払が完了したことを証する書類のコピー

※クレジットカードによる支払は、クレジット契約等には含まれません。

補足資料（要部写真の説明）

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細			
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告		
要部写真	高圧受変電設備	高圧受変電設備交換	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	交換した高圧受変電設備の外観		
			仕様確認	○	○	既存の変圧器の銘板	交換した変圧器の銘板		
		高圧受変電設備増設	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	増設した高圧受変電設備の外観		
			仕様確認	○	○	既存の高圧受変電設備の変圧器銘板	増設した高圧受変電設備の変圧器銘板		
			設置事実確認		○		既存の高圧受変電設備に設置した分岐装置の部分		
		高圧受変電設備新設	設置事実確認		○		新設した高圧受変電設備の外観		
			仕様確認		○		新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板		
		電気配線	分電盤	改修、交換もしくは増設	設置事実の確認	○	○	既存分電盤外観	改修、交換もしくは増設後の分電盤外観
					回路確認	○	○	既存分電盤の分岐ブレーカー部分	増設された分岐ブレーカー
			新設	設置事実の確認		○		分電盤の外観	
				回路確認		○		分電盤の分岐ブレーカー部分	
			電源線	幹線改修	回路確認	○	○	既存幹線の仕様および経路が明記されている線名札など	敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など
	幹線新設			回路確認		○		敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など	
	分岐線	回路確認			○		敷設した分岐線の仕様および経路が明記されている線名札など		
	要部写真	充電器本体据付	急速充電設備および普通充電設備の据付	設置事実の確認		○		設置した充電設備の外観	
仕様確認					○		設置した充電設備の銘板		
通電確認					○		設置した充電設備の電圧および相回転の確認（3相の場合）		

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細	
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告
充電スペース整備 付帯設備	充電スペース	ライン引き等	整備事実の確認	○	○	既存充電スペースの全景	整備された充電スペースの全景
		設置場所案内板	設置事実の確認		○		設置された案内板の外観
		路面表示	設置事実の確認		○		設置された路面表示の外観
		屋根・小屋	設置事実の確認		○		設置された屋根・小屋の外観
		予備用コンセント	設置事実の確認		○		設置されたコンセントの外観
			仕様確認		○		設置された充電設備の銘板
		充電器防護用ポール	設置事実の確認		○		設置された充電器防護用ポールの外観
		電灯	設置事実の確認		○		設置された電灯の外観
その他工事に係る費用	寒冷地対策費用	凍上対策の確認		○		掘削状況の確認	

V. 第3の事業の申請について

事業内容	共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置事業をいいます。
補助対象者	地方公共団体、法人（独立行政法人は除く）、個人
補助対象経費	充電器の購入費および設置工事費
補助率	1 / 2

1. 申請要件

第3の事業の申請にあたり、以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①今後、新設される充電設備（中古を除く。）であること。
- ②申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
- ④充電設備の設置およびその支払いが、平成29年4月28日（金）までに完了する見込みであること。
- ⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。
- ⑥申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。
- ⑦月極駐車場等に設置されるものにあつては、充電設備の利用者が当該月極駐車場等を賃借している者に限られる場合に限る。ただし月極駐車場等を賃借していることで使用が可能となる共有区域に設置される充電設備については、この限りではない。

（注）「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。ただし、審査に時間を要するものはこの限りではありません（別途センターから連絡を行います。）更に申請書の設置工事開始予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

- | |
|---|
| <p>○共同住宅の駐車場とは
共同住宅とは、分譲・賃貸マンション、集合住宅、アパート等（2世帯住宅は含まれません。）をいい、「共同住宅の駐車場」とは、共同住宅に併設された駐車場で主に居住者が利用する駐車場をいいます。</p> <p>○月極駐車場等とは
「月極駐車場等」とは、一箇月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいいます。</p> |
|---|

2. 交付申請時の提出書類（工事着工前）

第3の事業の補助金申請を行うには、工事着工前に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要です。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

（1）全体に共通の提出書類

全体に共通の提出書類は以下の書類となります。

- ①補助金交付申請書（様式1-3）
- ②申請者本人確認書類（運転免許証、登記簿謄本など）
- ③充電器購入の見積書など
- ④設置工事に関する提出書類

以下、それぞれの書類について説明をします。

①補助金交付申請書（様式1-3）

必要事項を全て記入し、4ヶ所に捺印してください。

②申請者本人確認書類

本人確認書類は、申請者の区分ごとに異なります。

共同申請の場合は、別途必要となる書類で代用できますので、申請者本人確認書類は省略することが出来ます。

ア) 申請者が「法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）」に該当する場合
登記簿謄本の写し（コピー不可）現在事項全部証明の写し（コピー不可）履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

法人からの申請は代表権をお持ちの方の名前でお願いします。なお、支店等から申請する場合は、支店が登記されていること、および支店等の代表者が代表権をお持ちであることが必要です。支店等の代表者が代表権をお持ちでない場合は、代表権者から申請者への委任状を添付してください。

イ) 申請者が「個人」に該当する場合

以下の表の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限ります。 免許証の表面と裏面を一枚にコピーして提出してください。
印鑑登録証明書の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
住民票の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
パスポートのコピー	有効期限内のものに限ります。 氏名、住所が記載されたページをコピーして提出してください。
健康保険証等（現住所 が記載されているもの） のコピー	有効期限内のものに限ります。

ウ) 申請者が「マンション管理組合（管理組合法人を除く。）」に該当する場合

管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）を提出してください。

③ 充電器購入の見積書など

充電器購入のための見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）、注文書、契約書等（捺印があること）のいずれか一つのコピーを提出してください。また、手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。

なお、④設置工事に関する提出書類のうち「イ. 設置工事業者提出の見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）」に充電器の購入費が記載されている場合は、省略することが可能です。

④ 設置工事に関する提出書類

以下のア～コの書類を準備して提出してください。

補助対象となる高圧受変電設備の工事を行う場合は、キの書類を提出してください。

「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合、コの書類を提出してください。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

書類		説明
ア. 見積書（センター指定） （様式4）	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象となる設置工事費を明確にするための、センター指定の様式の見積書。イ. 設置工事業者提出の見積書とは別に、設置工事業者に作成を依頼してください。 ●設置工事業者が複数ある場合は、それぞれの業者ごとに一枚ずつ作成を依頼してください。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。
イ. 設置工事業者提出の見積書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事業者が申請者（設置者）に提出する工事全体（補助対象以外の工事も含む）の見積書。 ●同一設置工事業者から提出される、ア. センター指定様式の見積書と、イ. 設置工事業者提出の見積書のうち、補助対象となる設置工事費の金額は一致する必要があります。 ●見積書の有効期間は原則として3か月以上としてください。 ●手形による支払いは認められていません。手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。
ウ. 要部写真	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●設置工事着工前の設置場所の写真等。必要となる写真詳細の内容は、補足資料を参照願います。
エ. 平面図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。
オ. 設置場所見取図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●充電設備と公道との位置関係（進入経路含む）が示されたもの。手書きでも可。平面図に公道との位置関係が示されていれば省略可能。
カ. 電気系統図	◎	<ul style="list-style-type: none"> ●交換・増設もしくは新設される高圧受変電設備、あるいは、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助により設置される充電器とが専用配線予定であることを示すもの。さらに現状の配線関係を示す系統図を添付すること。
キ. 高圧受変電設備の仕様書	○	<ul style="list-style-type: none"> ●交換・増設もしくは新設される高圧受変電施設の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。 ●尚、現状の高圧受変電施設の仕様書を添付のこと。

書類		説明
		(補助により設置される充電器の負荷が示されたもの)
ク. 分電盤の仕様書	◎	●改修・交換もしくは新設される分電盤の仕様を示すもの。 ●なお、現状の分電盤の仕様書を添付のこと。
ケ. 配線ルート図	◎	●配線の経路、長さ、配線方法(埋設、架空など)がわかるもの。 ●平面図、または電気系統図に示されていれば省略可能。
コ. 電力供給対応にかかる請求書	○	●「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にて電力契約を結び急速充電設備を設置する場合に、電力会社が電力引き込み設置工事(電柱・柱状トランス・電線等)を行うことにより申請者が負担する費用についての電力会社からの請求書。

(2) 共同住宅の駐車場に充電設備を設置する場合の提出書類

共同住宅の駐車場に充電設備を設置する場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類の他に、共同住宅であることを証する以下の書類の提出が必要です。

- ①建築確認通知書、建築基準法第6条第12項の規定による確認済証等で共同住宅であることが明記されている書類のコピー
- ②共同住宅の賃貸借契約書のコピー
- ③上記資料の添付ができない場合は、センターで定める誓約書(様式5)

本誓約書を提出した場合には、①もしくは②の提出が可能になった時点で、速やかにセンターで定める様式27で提出する必要があります。

(3) 月極駐車場等へ充電設備を設置する場合の提出資料

月極駐車場等へ充電設備を設置する場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている書類の他に月極駐車場等であることを証する以下の書類の提出が必要です。

- ①月極駐車場等の賃貸借契約書のコピー
- ②上記資料の添付ができない場合は、センターで定める誓約書(様式5)

本誓約書を提出した場合には、①の提出が可能になった時点で速やかにセンターの定める様式27で提出する必要があります。

(4) 共同申請を行う場合の提出書類

一つの申請に関し、費用を複数者で分担するなどにより、複数の申請者がいる場合、共同して申請を行います。

共同申請は、交付申請、実績報告および補助金の収受等、センターとの手続きを代表して行う代表者を決定の上、当該代表者が交付申請時に行います。

また、財産処分等により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納することとなります。

なお、共同申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ①共同申請書(様式2)
- ②共同申請者の印鑑登録証明書の写し(コピー不可)

共同申請者全員の印鑑登録証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)が必要となります。ただし、マンション管理組合(管理組合法人を除く。)の場合は不要です。

- ③本人確認資料

・法人(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2

条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）の場合

共同申請者に法人が含まれる場合は、当該共同申請者の登記簿謄本の写し、現在事項全部証明の写し、履歴事項全部証明の写しのいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）が必要となります。

・ 個人の場合

（1）の「全体に共通の提出書類」に記載されている本人確認資料で代用できます。

・ マンション管理組合（管理組合法人を除く。）の場合

マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）が必要となります。

（5） リース契約の場合の提出書類

「（1）全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

（6） クレジット契約の場合の提出書類

「（1）全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

（7） 資本関係のある会社から調達を受ける場合の提出書類

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、申請者（リースの場合は使用／賃借者）と当該調達先との資本関係が確認できる書類を提出してください。

（共同申請の場合は、全ての申請者について必要となります。）

【資本関係が確認できる書類の例】

- ・ 資本関係が確認できるウェブサイトの会社情報のコピー
- ・ 資本関係が確認できる会社紹介パンフレットのコピー

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、利益等排除が適用されます。詳しくはⅡ.7を参照してください。

3. 実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です（ただし、遅くても平成29年4月28日（金）までに提出する必要があります。）。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

（1）全体に共通の提出書類

実績報告書提出時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式7-3）
- ②充電機器購入の証憑
- ③設置工事の完了を証する書類
- ④取得財産管理台帳・取得財産明細表（様式11）

以下、それぞれの書類について説明をします。

①実績報告書（様式7-3）

- ・ 必要事項を全て記入し、3ヶ所に捺印してください。

②充電器購入の証憑

- ・ 充電器本体購入の領収証（コピー）ならびに、新規に購入された充電設備であることが分かる書類（保証書、納品書等）の提出が必要となります。（注1）
- ・ 充電器本体の価格が記載されている証憑（内訳明細書、契約書、注文書、請求書等）のコピーを提出してください（支払証憑で充電器本体の価格（設置工事費等および消費税を除いた金額）が確認出来る場合は不要です。）。（注2）
- ・ 複数設置した場合は、個々の本体の価格が分かる様にしてください。

（注1）クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。

（注2）領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、充電器本体からの値引きとみなします。

③設置工事の完了を証する書類

- ・ 充電設備設置関連工事完了報告書（様式9）を、設置工事完了後に工事業者に作成を依頼して、書類一式を提出してください。
- ・ 設置工事の実施前後の状況がわかる写真を添付してください。スペースが足りない場合は、別紙添付も可です。
- ・ 様式9以外に必要な書類、添付資料は以下のとおりです。

◎：必ず提出が必要なもの ○：工事内容によって提出が必要となるもの

必要な書類		補足説明
ア. センター提出用工事実績内訳確認書（様式10）	◎	補助対象となる設置工事の区分ごと、定められた工事内容ごとに、設置工事費の実績を記入するもの。
イ. 設置工事業者が申請者（設置者）に提出する請求書（工事内訳が添付されたもの）	◎	センターが補助対象工事以外の工事費用を含む、工事業者が申請者（設置者）に請求する請求書。
ウ. 要部写真	◎	充電施設が設置された現状を証明する写真。参考様式を用い、設置前・完成後の対比が必要となるもの

必要な書類	補足説明	
		があります。補足資料（要部写真の説明）を参照してください。
エ. 完成平面図	◎	充電設備設置場所を真上より見た図。充電設備、付帯設備のレイアウトが示されたもの。名称は完成平面図とし、申請時に提出された平面図の再利用による提出も可能です。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
オ. 完成設置場所見取り図	◎	充電設備と公道との位置関係（進入経路含む）が示されたもの（手書きでも可）。完成平面図に公道との位置関係が示されていれば、代用が可能です。また、申請時に提出された設置場所見取り図の再利用による提出も可能です。申請時から変更がある場合は変更内容を記載してください。
カ. 完成電気系統図	◎	交換、増設もしくは新設される高圧受変電設備、改修・交換もしくは新設される分電盤と補助を受け設置された充電器との専用配線を示すもの。なお、申請時の配線予定を示した電気系統図から変更がある場合は変更内容を記載してください。
キ. 高圧受変電設備の完成仕様書	○	交換、増設もしくは新設された高圧受変電設備の仕様書（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）。なお、申請時から変更がある場合は、変更内容を記載してください。
ク. 分電盤の完成仕様書	◎	改修・交換もしくは新設された分電盤の仕様を示すもの。（補助により設置される充電器の負荷が示されたもの）塩害仕様等とした場合は、その旨を記載してください。また、申請時から変更がある場合は変更内容も記載してください。
ケ. 完成配線ルート図	◎	完成配線の経路、長さ、配線方法（埋設・架空）がわかるもの。完成平面図、または完成電気系統図にこれらの記載がある場合、代用が可能です。
コ. 代金支払証憑類（注1）	◎	申請者宛の領収証（申請者が受け取ったもののコピー）、または銀行振込等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書のコピー（振込金受取書等のコピー）等。

（注1）補助対象設置項目ごとの費用が確認できる資料が必要となります。また、クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。
 なお、領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、設置工事費からの値引きとみなします。

④取得財産管理台帳・取得財産明細表

- 充電器の取得価格を記入してください。

（2） 共同申請の場合の提出資料

代表申請者が全ての必要書類をとりまとめて提出してください。

（3） リース契約の場合の提出資料

リース会社が申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

①賃貸借契約書（リース契約書）のコピー

- ・リース契約成立後の契約書であることが必要です（リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。）。
- ・転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。

②貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

- ・月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認させていただきます。
- ・転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

(4) クレジット契約等（※）の場合の提出書類

クレジット契約等の場合、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、実績報告書提出時に以下の書類が必要となります。

①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24）

②クレジット契約等の契約書のコピー

なお、クレジット契約等の場合、実績報告書の提出の後も、以下の対応が必要となります。

①補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書（様式25）をセンターに提出すること。

②クレジット契約における支払が完了した日から起算して30日以内に、クレジット契約等完済報告書（様式26）をセンターに提出すること。

【クレジット契約等の場合の全体的な流れ】

タイミング	手続き	提出書類
実績報告書の提出時	右の書類を実績報告書に添付して提出してください。	①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24） ②クレジット契約等の契約書のコピー
補助金の受領時	補助金を受領後、速やかに補助金相当額をクレジット等の返済に充当し、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等補助金充当報告書（様式25） ②取扱クレジット会社発行の、補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類のコピー
クレジット契約等における支払完了時	クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等支払完済報告書（様式26） ②取扱クレジット会社発行の、支払が完了したことを証する書類のコピー

※・・・クレジットカードによる支払は、クレジット契約等には含まれません。

補足資料（要部写真の説明）

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細		
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告	
要部写真	高圧受変電設備	高圧受変電設備交換	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	交換した高圧受変電設備の外観	
			仕様確認	○	○	既存の変圧器の銘板	交換した変圧器の銘板	
		高圧受変電設備増設	設置事実確認	○	○	既存の高圧受変電設備の外観	増設した高圧受変電設備の外観	
			仕様確認	○	○	既存の高圧受変電設備の変圧器銘板	増設した高圧受変電設備の変圧器銘板	
			設置事実確認		○		既存の高圧受変電設備に設置した分岐装置の部分	
		高圧受変電設備新設	設置事実確認		○		新設した高圧受変電設備の外観	
	仕様確認			○		新設した高圧受変電設備の変圧器の銘板		
	電気配線	分電盤	改修、交換もしくは増設	設置事実の確認	○	○	既存分電盤外観	改修、交換もしくは増設後の分電盤外観
				回路確認	○	○	既存分電盤の分岐ブレーカー部分	増設された分岐ブレーカー
		新設	設置事実の確認		○		分電盤の外観	
			回路確認		○		分電盤の分岐ブレーカー部分	
		電源線	幹線改修	回路確認	○	○	既存幹線の仕様および経路が明記されている線名札など	敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など
			幹線新設	回路確認		○		敷設した幹線の仕様および経路が明記されている線名札など
	分岐線		回路確認		○		敷設した分岐線の仕様および経路が明記されている線名札など	
要部写真	充電器本体据付	急速充電設備および普通充電設備の据付	設置事実の確認		○		設置した充電設備の外観	
			仕様確認		○		設置した充電設備の銘板	
			通電確認		○		設置した充電設備の電圧および相回転の確認（3相の場合）	

提出書類	対象となる工事		提出の目的	提出時期		提出内容詳細	
	項目	内容		申請	実績	申請	実績報告
充電スペース整備 付帯設備	充電スペース	ライン引き等	整備事実の確認	○	○	既存充電スペースの全景	整備された充電スペースの全景
		設置場所案内板	設置事実の確認		○		設置された案内板の外観
		路面表示	設置事実の確認		○		設置された路面表示の外観
		屋根・小屋	設置事実の確認		○		設置された屋根・小屋の外観
		予備用コンセント	設置事実の確認		○		設置されたコンセントの外観
			仕様確認		○		設置された充電設備の銘板
		充電器防護用ポール	設置事実の確認		○		設置された充電器防護用ポールの外観
		電灯	設置事実の確認		○		設置された電灯の外観
その他工事に係る費用	寒冷地対策費用	凍上対策の確認		○		掘削状況の確認	

VI. 第4の事業の申請について

事業内容	第1の事業、第2の事業および第3の事業のいずれにも該当しない充電設備の設置事業をいいます。
補助対象者	地方公共団体、法人（独立行政法人は除く）、個人
補助対象経費	充電器の購入費
補助率	1 / 2

1. 申請要件

第4の事業の申請にあたり、以下の要件を全て満たすことが補助金を受ける条件となります。

- ①今後、新設される充電設備（中古を除く。）であること。
- ②申請者がリース会社である場合にあっては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。
- ③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。
- ④充電設備の設置およびその支払いが、平成27年10月30日までに完了する見込みであること。
- ⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。

（注）「第4の事業」は、申請前または交付決定前に設置工事を開始していても構いませんが、設置工事完了は、「第1～3の事業」と同様に）交付決定後である必要があります。申請書類（必要書類を含めて）一式がセンターに到着した日の翌月末までに、交付決定通知書の発行を行います。ただし、審査に時間を要するものはこの限りではありません（別途センターから連絡を行います。）更に申請書の設置工事完了予定日を記入する際にはこのスケジュールを考慮してご記入ください。

2. 交付申請時の提出書類（工事完了前）

第4の事業の補助金申請を行うには、設置工事完了前に以下の書類を準備してセンターに送付することが必要です。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

（1）全体に共通の提出書類

全体に共通の提出書類は以下の書類となります。

- ①補助金交付申請書（様式1-4）
- ②申請者本人確認書類（運転免許証、登記簿謄本など）
- ③充電器購入の見積書など

以下、それぞれの書類について説明をします。

- ①補助金交付申請書（様式1-4）

必要事項を全て記入し、4ヶ所に捺印してください。

②申請者本人確認書類

本人確認書類は、申請者の区分ごとに異なります。

共同申請の場合は、別途必要となる書類で代用できますので、申請者本人確認書類は省略することが出来ます。

ア) 申請者が「法人（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1項第3号に定める管理組合（管理組合法人）を含む。）」に該当する場合
登記簿謄本の写し（コピー不可）現在事項全部証明の写し（コピー不可）履歴事項全部証明の写し（コピー不可）のいずれか一つ（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。

法人からの申請は代表権をお持ちの方の名前でお願いします。なお、支店等から申請する場合は、支店が登記されていること、および支店等の代表者が代表権をお持ちであることが必要です。支店等の代表者が代表権をお持ちでない場合は、代表権者から申請者への委任状を添付してください。

イ) 申請者が「個人」に該当する場合

以下の表の書類いずれか一つを提出してください。

書類	条件／提出方法
運転免許証のコピー	有効期限内のものに限ります。 免許証の表面と裏面を一枚にコピーして提出してください。
印鑑登録証明書の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
住民票の写し （コピー不可）	発行後3ヶ月以内のものに限ります。
パスポートのコピー	有効期限内のものに限ります。 氏名、住所が記載されたページをコピーして提出してください。
健康保険証等（現住所 が記載されているもの） のコピー	有効期限内のものに限ります。

ウ) 申請者が「マンション管理組合（管理組合法人を除く。）」に該当する場合

管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録など）を提出してください。

③充電器購入の見積書など

充電器購入のための見積書（締結しようとする契約の内容が確認できるもの）

注文書、契約書等（捺印があること）のいずれか一つのコピーを提出してください。

また、手形による支払いは認められていません。

手形による支払いではないことの確認のため、支払条件（現金、振込等）が明記されていることが必要です。

(2) リース契約の場合の提出書類

「(1)全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(3) クレジット契約の場合の提出書類

「(1)全体に共通の提出書類」に記載されている書類以外の資料の提出は必要ありません。

(4) 資本関係のある会社から調達を受ける場合の提出書類

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、申請者（リースの場合は使用／賃借者）と当該調達先との資本関係が確認できる書類を提出してください。

【資本関係が確認できる書類の例】

- ・資本関係が確認できるウェブサイトの会社情報のコピー
- ・資本関係が確認できる会社紹介パンフレットのコピー

資本関係のある会社から調達を受ける場合には、利益等排除が適用されます。詳しくはⅡ. 7を参照してください。

3. 実績報告時の提出書類（工事完了および費用支払い完了後）

提出期限は、充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内です（ただし、平成27年10月30日までに提出する必要があります。）。

必要な書類と書類の作成・準備に当たっての注意事項等は以下とおりです。

(1) 実績報告書提出時に全体に共通の提出書類

実績報告書提出時に必要な書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書（様式7-4）
- ②充電設備機器設置完了を証する書類
- ③取得財産管理台帳・取得財産明細表（様式11）

以下、それぞれの書類について説明をします。

①実績報告書（様式7-4）

- ・必要事項を全て記入し、3ヶ所に捺印してください

②充電設備機器設置完了を証する書類

- ・充電設備機器設置完了報告書(様式8)を、充電設備の設置完了後に設置業者が作成して、設置工事完了の証明をしてください。
- ・充電設備設置代金の支払証憑を提出してください。
- ・充電設備の設置状況がわかる下記の写真を添付してください。スペースが足りない場合は、別紙添付も可です。

・全体写真 ・「型式番号」および「製造番号」の記載部分の写真 など

「充電設備設置」代金支払い証憑等は以下に留意してください。

- ・支払証憑（コピー）は、申請者宛の領収証（申請者が受け取ったもののコピー）、または、銀行振込等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書のコピー（振込金受取書等のコピー）等を提出してください。
- ・充電器本体の価格が記載されている証憑（内訳明細書、契約書、注文書、請求書等）のコピーを提出してください（支払証憑で充電器本体の価格（工事費等および消費税を除いた金額）が確認出来る場合は不要です。）。
- ・複数設置した場合は、個々の本体の価格が分かる様にしてください。
- ・新規に購入された充電設備であることが分かる書類（保証書、納品書等）の提出が必要となります。

※領収証が不足の場合で内訳が不明のときは、充電器本体からの値引きとみなします。

※クレジットカードでの一括支払いにより支払が完了している場合は、補助対象経費を完済していることが分かる書類（明細書のコピー等）が必要となります。

③取得財産管理台帳・取得財産明細表

- ・ 充電器の取得価格を記入してください。

(2) リース契約の場合の提出資料

リース会社が申請を行う場合には、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、以下の書類が必要となります。

①賃貸借契約書（リース契約書）のコピー

- ・ リース契約成立後の契約書であることが必要です（リースの契約期間、リース料金、充電設備の型式および製造番号等を確認します。）。
- ・ 転リースの場合、中間リース会社の書類も必要です。

②貸与料金の算定根拠明細書（様式12）

- ・ 月々のリース料金に補助金相当額が還元されていることを確認させていただきます。
- ・ 転リースの場合、中間リース会社作成の書類も必要です。

(3) クレジット契約等（※）の場合の提出書類

クレジット契約等の場合、「(1) 全体に共通の提出書類」に記載されている各書類のほかに、実績報告書提出時に以下の書類が必要となります。

①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24）

②クレジット契約等の契約書のコピー

なお、クレジット契約等の場合、実績報告書の提出の後も、以下の対応が必要となります。

- ①補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書（様式25）をセンターに提出すること。
- ②クレジット契約における支払が完了した日から起算して30日以内に、クレジット契約等完済報告書（様式26）をセンターに提出すること。

【クレジット契約等の場合の全体的な流れ】

タイミング	手続き	提出書類
実績報告書の提出時	右の書類を実績報告書に添付して提出してください。	①クレジット契約等による補助金受給に関する取決書（様式24） ②クレジット契約等の契約書のコピー
補助金の受領時	補助金を受領後、速やかに補助金相当額をクレジット等の返済に充当し、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等補助金充当報告書（様式25） ②取扱クレジット会社発行の、補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類のコピー
クレジット契約等における支払完了時	クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、右の書類を提出してください。	①クレジット契約等支払完済報告書（様式26） ②取扱クレジット会社発行の、支払が完了したことを証する書類のコピー

※・・・クレジットカードによる支払は、クレジット契約等には含まれません。

VII. 計画変更・申請取り下げ等の手続き

1. 交付申請取り下げ

申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める「補助金交付申請取下書」（様式14）をセンターに提出する必要があります。

なお交付申請の取り下げにより申請内容の全部または一部を継続する必要がなくなった場合、センターはその内容を「交付決定通知取消通知書」（様式20）により通知します。

2. 計画変更

補助金交付決定通知を受けた後、申請内容に変更がある場合は、変更届出書または計画変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。

変更内容により、①変更届の提出が不要な「極めて軽微な変更」、②変更届出書の提出が必要な「軽微な変更」および③計画変更承認申請書の提出が必要な「重要な変更」の3つに区分されます。

変更の区分		変更内容の例	提出書類
①	極めて軽微な変更	●設備・機器などの変更がなく、設置場所の微細な変更などで、全体の工事内容に大きな変更が無い場合。	—
②	軽微な変更	●申請者の法人名や代表者名の変更がある場合。 ●申請者の住所変更がある場合。 ●充電器の基数の変更がある場合。 ●設備・機器や全体の工事内容に変更がある場合で、設備設置補助額の変更が30%未満となる場合。	変更届出書 (様式15)
③	重要な変更	●共同申請者に変更がある場合。 ●充電設備機器の機種の変更がある場合。 ●設備・機器や全体の工事内容に変更がある場合で、設備設置補助額の変更が30%以上となる場合。	計画変更承認 申請書 (様式16)

- ・ 「変更届出書」は、変更が決定したときに速やかに提出してください。
- ・ 「計画変更承認申請書」は事前にセンターに提出し、計画変更承認通知書によりセンターの承認を受けてください。

3. 遅延等報告

当該設備設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合は、速やかに「遅延等報告書」（様式18）をセンターに提出する必要があります。

書類は、設置工事完了予定日までに、速やかに届け出てください。ただし、最終期限は第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成27年10月30（金）、第3の事業については平成29年4月28日（金）となります。

4. 実施状況報告

交付の決定の通知を受けた後、当該設備設置の実施状況についてセンターが報告を求めた場合は、「実施状況報告書」(様式19)を、センターが要求する期日までに提出必要があります。

5. 財産処分申請

補助金により取得した充電設備について、センターが規定した期間内に処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。)しようとする場合には、事前に「財産処分承認申請書」(様式22)を必ず提出してください。(注) 処分の事由、目的によっては補助金(充電設備機器と設備設置工事費を含む。)の返納が必要となる場合があります。

また、センターの承認を得ずに処分を行った場合、補助金を返納しなければなりません。

(注) 第4の事業であって、充電設備の取得価格が50万円未満の場合はこの限りではありません。

VIII. 参考資料

参考 1. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程

(通則)

第1条 次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金(以下「補助金」という。)の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱(20130305 財製第8号)(以下「交付要綱」という。)、次世代自動車充電インフラ整備促進事業実施要領(20130305 財製第9号)(以下「実施要領」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が、交付要綱に基づき積み増しされる基金(以下「基金」という。)を管理する一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「GIO」という)の委託により、次世代自動車用充電設備を設置する者に対して補助金の交付を行う事業(以下「補助事業」という。)の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「充電設備」とは、電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車をいう。以下同じ。)、プラグインハイブリッド自動車(エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車であって外部から充電が可能なものをいう。以下同じ。)に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもの(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る)(以下「急速充電設備」という。)、漏電遮断器及びコントロールパイロット機能(使用、非使用の切り替え可能なもの)を有する定格出力10kW未満のもの(充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備に限る)(以下「普通充電設備」という。)又は日本配線器具工業会規格「JWDS-0033 EV 充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセント(以下「充電用コンセント」という。)をいう。
- 二 「高速道路会社」とは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する株式会社をいう。
- 三 「ビジョン」とは、都道府県及び高速道路会社(以下「自治体等」という。)が、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等を示したもの

で、センターが認めたものをいう。

四 「共同住宅の駐車場」とは、共同住宅に属する駐車場であって、主として共同住宅の居住者が利用するものをいう。

五 「月極駐車場等」とは、一箇月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

六 「第1の事業」とは、ビジョンに示された要件を満たすもので、かつ公共性を有する充電設備の設置事業をいう。

七 「第2の事業」とは、公共性を有する充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないものをいう。

八 「第3の事業」とは、共同住宅の駐車場や月極駐車場等への充電設備の設置事業をいう。

九 「第4の事業」とは、第1の事業、第2の事業及び第3の事業のいずれにも該当しない充電設備の設置事業をいう。

(交付の対象者、補助対象経費及び補助率)

第4条 センターは、民間団体等(地方公共団体、その他の法人(独立行政法人を除き、マンション管理組合(マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条1項第3号に定める管理組合をいう。)を含む。)、個人)が行う第1の事業、第2の事業、第3の事業又は第4の事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。この場合において、当該事業に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

2 前項の補助対象経費に係る充電設備は、一定の仕様に基づき生産される急速充電設備又は普通充電設備(機械式駐車場に設置されるものに限っては充電用コンセントを含む。)であって、その製造事業者(当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。)からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項の補助対象経費に係る補助金交付上限額は、別表2に定める金額の範囲内で、充電設備の仕様及び設置工事の詳細項目ごとにセンターが別に定める。

2 前項の充電設備の仕様ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、センターが前条第2項の承認をする際に決定し、これを公表する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別にセンターが指定する日までに、センターが定める様式による補助金交付申請書をセンターに提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 別表3の申請要件を満たしていること。
- 二 申請が、一つの工事ごとに行われていること。
- 三 別表4に定める書類が添付されていること。

四 国の他の補助金(ただし、そのうちセンターが別に定める補助金を除く。)と重複して申請していないこと。

五 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、設備設置に係る申請であって、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

六 クレジット契約等により充電設備を導入する場合であって、販売者等が当該充電設備の所有権を留保する場合に係る申請にあつては、当該充電設備の管理者が申請者本人であること。

七 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査など(以下「審査等」という。)により、補助金を交付すべきものと認めるときは、原則として申請書が到達した日の翌月末までに交付の決定を行い、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、センターが審査等を行うにあたり、特に期間を要するとして申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

3 センターは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 センターは、前条第2項第五号ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターが定める様式による補助金交付申請取下げ書をセンターに提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、当該通知に係る申請の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による計画変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第10条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、当該設備設置が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は困難となった場合においては、速やかにセンターが定める様式による遅延等報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた後に、センターが必要と認めて要求したときは、当該設備設置の実施状況について、センターが定める様式による実施状況報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 第7条第1項の交付の決定の通知を受けた申請者は、当該設備設置及びその設備設置に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき(第9条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はセンターが別に定める日のいずれか早い日までに、センターが定める様式による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

3 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

第13条 センターは、設備設置に係る前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 センターは、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、GIOからの当該事業に係る経費の支払を受けたときは、遅延なく申請者に補助金を支払うものとする。

2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が申請書又は実績報告書に記載する補助金の支払先に対する振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 センターは、第9条第1項第三号の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第1項の交付の決定の通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

- 二 交付の決定の通知に係る申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容と異なる使用等をした場合。
 - 三 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付の決定の通知に係る申請(第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの)の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 センターは、第1項に基づく取消しをしたときには、センターが定める様式による補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
 - 4 センターは、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
 - 5 センターは、前項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができるものとする。
 - 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
 - 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。

(取得財産等の管理等)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得した充電設備(以下「取得財産等」という。)については、設備設置の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第12条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 センターは、本規程に準じた次世代自動車充電インフラ整備促進補助事業管理規程を作成して補助金の交付を受けた者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

- 第17条 補助金の交付を受けた者は原則として、取得財産等の処分を制限する期間内において、取得財産等を処分してはならない。ただし、第4の事業であって、取得財産等の取得価格が50万円未満の場合はこの限りではない。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める期間とす

る。

- 3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、財産処分承認通知により通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により承認を受けて当該取得財産等を処分した場合において、補助事業の目的が達成できないとしてセンターが認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 5 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第15条第7項の規定を準用する。
- 6 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
- 7 第3項の承認を受けて行われる処分のうち、別表6に掲げるものにあつては、第4項及び前項の規定は、適用しない。
- 8 第6項の納付については、第15条第7項の規定を準用する。

(充電設備設置事業の経理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電設備の設置事業(以下「充電設備設置事業」という。)に関する経理についての帳簿を備え、充電設備設置事業以外の経理と区分した上、充電設備設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電設備設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第19条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者並びに申請者(補助金の交付を受けた後を含む。)に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 前項の製造事業者及び輸入事業者並びに申請者(次条において「申請者等」という。)は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請)

第20条 センターは国の施策に基づき次世代自動車及び充電設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者等に対して次世代自動車充電インフラ等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助金の基金への返還)

第21条 センターは、基金の管理終了後において、申請者から補助金の返還があった場合には、これを GIO に返還しなくてはならない。

(セキュリティ対策)

第22条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条第2項の承認を受けた充電設備の製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国及び GIO 以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、業務終了等により不要になった場合には経済産業大臣及び GIO へ報告し、その指示に従わなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

(附則)

この交付規程は、平成25年3月19日から施行する。

(別表1)

補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象区分	補助対象経費の内訳	補助率
第1の事業 (ビジョンに示された要件を満たすもので、かつ公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業)	1. 充電設備機器費 急速充電設備又は普通充電設備 2. 設置工事費 ^(注1) ①高圧受変電設備費 ②電気配線工事費 ③電力供給対応費 ④充電設備本体据付費 ⑤充電スペース整備費 ⑥付帯設備費 ⑦その他工事に係る費用	2/3
第2の事業 (公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの)	1. 充電設備機器費 第1の事業と同一とする。 2. 設置工事費 第1の事業と同一とする。	1/2
第3の事業 (共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置事業)	1. 充電設備機器費。 第1の事業と同一とする。 2. 設置工事費 第1の事業と同一とする。	1/2
第4の事業 (第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備設置事業)	1. 充電設備機器費 第1の事業と同一とする。	1/2

注1. 設置工事費の詳細項目・要素については別途センターが定める。

(別表2) 補助金の交付上限額の範囲 ^(注2)

<p>第1の事業（ビジョンに示された要件を満たすもので、かつ公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業）</p> <p>①充電設備機器費 定格出力等に基づく区分毎に一基あたり333万円以内でセンターが定める金額</p> <p>②設置工事費 急速充電設備設置工事費：763万円以内 普通充電設備設置工事費：669万円以内 特別な仕様に基づく工事費 ^(注3)：2,543万円以内</p>
<p>第2の事業（公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの）</p> <p>①充電設備機器費 定格出力等に基づく区分毎に一基あたり250万円以内でセンターが定める金額</p> <p>②設置工事費 急速充電設備設置工事費：572万円以内 普通充電設備設置工事費：502万円以内 特別な仕様に基づく工事費：1,907万円以内</p>
<p>第3の事業（共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置事業）</p> <p>①充電設備機器費 定格出力等に基づく区分毎に一基あたり250万円以内でセンターが定める金額</p> <p>②設置工事費 急速充電設備設置工事費：572万円以内 普通充電設備設置工事費：502万円以内 特別な仕様に基づく工事費：1,907万円以内</p>
<p>第4の事業（第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備設置事業）</p> <p>①充電設備機器費 定格出力等に基づく区分毎に一基あたり250万円以内でセンターが定める金額</p>

注2. 設置工事費の詳細項目・要素における補助金の交付上限額については別途センターが定める。

注3. 特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

注4. 充電設備機器購入及び設置工事にかかる契約に関しては、でき得る限り一般の競争に付すこと。

(別表3) 補助金の申請要件

補助対象区分	申請要件
<p>第1の事業 (ビジョンに示された要件を満たすもので、かつ公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①今後、新設される充電設備(中古を除く。)であること。 ②申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。 ③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供(利用頻度、使用電力量(kWh)等)し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。 ④充電設備の設置及びその支払いが、第12条第1項に規定したセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。 ⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。 ⑥申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。 ⑦充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ⑧充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと(ただし駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。) ⑨利用者を限定していないこと。 ⑩充電場所を示す案内看板を設置すること。 ⑪ビジョンに示された要件を満たすものとして、設置場所を管轄する自治体等が確認を行ったものであること。
<p>第2の事業 (公共性を有するものとしてセンターが認めた充電設備の設置事業のうち、第1の事業に該当しないもの)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①今後、新設される充電設備(中古を除く。)であること。 ②申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。 ③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供(利用頻度、使用電力量(kWh)等)し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。 ④充電設備の設置及びその支払いが、第12条第1項に規定したセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。 ⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。 ⑥申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。 ⑦充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。 ⑧充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと(ただし駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。) ⑨利用者を限定していないこと。 ⑩充電場所を示す案内看板を設置すること。
<p>第3の事業 (共同住宅や月極駐車場等への充電設備)</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①今後、新設される充電設備(中古を除く。)であること。 ②申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。

<p>の設置事業)</p>	<p>③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。</p> <p>④充電設備の設置及びその支払いが、第12条第1項に規定したセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。</p> <p>⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。</p> <p>⑥申請時において、充電設備の設置にかかる工事が開始されていないこと。</p> <p>⑦月極駐車場等に設置されるものにあつては、充電設備の利用者が当該月極駐車場等を賃借している者に限られる場合に限る。ただし月極駐車場等を賃借していることで使用が可能となる共有区域に設置される充電設備については、この限りではない。</p>
<p>第4の事業 （第1～第3の事業のいずれにも該当しない充電設備設置事業）</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①今後、新設される充電設備（中古を除く。）であること。</p> <p>②申請者がリース会社である場合にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分が反映されること。</p> <p>③センターから求められた場合には、利用状況に関するデータを提供（利用頻度、使用電力量（kWh）等）し、当該データを含む当該設備に係る情報について国への提供を行うことを了承すること。</p> <p>④充電設備の設置及びその支払いが、第12条第1項に規定したセンターが別に定める日までに完了する見込みであること。</p> <p>⑤申請者が反社会的勢力の団体に属していないこと。</p>

（別表4）申請に必要な添付書類

<p>設備設置に係る補助金交付申請をする場合の添付書類</p> <p>①充電設備設置の見積書又は注文書、契約書等の写し</p> <p>②設置工事内容が確認できる書類、設置工事の見積もり内容が確認できる書類、工事着工前の要部写真^{（注4）}</p> <p>③法人（地方公共団体を除く。）にあつては、登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から3カ月以内のもの、写し）</p> <p>④個人にあつては本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し</p> <p>⑤マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の理事長が選定されたことを証する書類の写し</p> <p>⑥充電設備を貸与する目的で取得するものについては、リース事業を業とすることを証する書類の写し（上記③で代替することも可）</p> <p>⑦その他センターが定めるもの</p>
--

注5. 第4の事業については、②の書類の提出は必要ない。

(別表5) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類

- ①充電設備設置代金支払証憑の写し^(注)
- ②充電設備を貸与する目的で取得するものについては、充電設備貸借契約書の写し
- ③取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し
- ④充電設備設置の完了を確認できる書類
- ⑤充電設備設置中および終了後の要部写真
- ⑥その他センターが定めるもの

(注) 支払証憑の写しは、申請者宛での領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。

(別表6) 承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分(譲渡しの場合にあつては、補助金の交付に係る権利義務の承継について、当該譲渡しを受けた者との合意がある場合に限る。)

- 1 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡しと併せて行われる当該充電設備の譲渡し。
- 2 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であつて、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
- 3 その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
業務実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、第1の事業に関する手続きについてはセンターが別に定める。

(用語)

第2条 実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

- 2 「高機能急速充電設備」とは、蓄電機能や契約電力に応じた充電電流制御機能等の充電設備の運用にかかる費用の低減に資する機能、課金機能又はV2H機能を備えた急速充電器をいう。
- 3 「高機能普通充電設備」とは、蓄電機能や契約電力に応じた充電電流制御機能等の充電設備の運用にかかる費用の低減に資する機能、課金機能又はV2H機能を備えた普通充電器をいう。
- 4 「共同申請」とは、一つの申請に関し、複数の申請者がいる場合、手続きの代表者を定めた上で共同して申請することをいう。
- 5 「特別な仕様に基づく工事」とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。
- 6 クレジット契約等とは、割賦販売法第35条の3の23の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けた法人（以下「クレジット会社」という。）の扱う個別クレジット契約であって、債務が完済されるまでクレジット会社が目的物の所有権を留保するものをいう（ただし、支払期間が2年を超えないものに限る。）。

(補助金交付上限額)

第3条 交付規程別表2の充電設備に係る補助金交付の交付上限額の範囲としてセンターが定める金額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める金額とする。ただし、高温地又は寒冷地において使用される仕様の急速充電設備については、第一号から第四号までに定める金額及びその仕様差を考慮しつつ、第1の事業においては333万円、第2の事業、第3の事業及び第4の事業においては250万円を超えない範囲でセンターが個別に判断する。

充電設備の種類、出力及び補助率ごとの補助金上限額を以下に示す。

一 高機能急速充電器

第1の事業	333万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	250万円

二 定格出力が50キロワット以上の急速充電設備

第1の事業	233万円
第2の事業、第3の事業、第4の事業	175万円

- | | | |
|---|----------------------------------|-------|
| 三 | 定格出力が30キロワット以上かつ50キロワット未満の急速充電設備 | |
| | 第1の事業 | 166万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 125万円 |
| 四 | 定格出力が10キロワット以上かつ30キロワット未満の急速充電設備 | |
| | 第1の事業 | 133万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 100万円 |
| 五 | 高機能普通充電設備 | |
| | 第1の事業 | 53万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 40万円 |
| 六 | 普通充電設備 | |
| | 第1の事業 | 26万円 |
| | 第2の事業、第3の事業、第4の事業 | 20万円 |
- 2 交付規程第5条第1項に規定により充電設備の仕様（以下「銘柄」という。）及び設置工事の詳細項目ごとにセンターが定める補助金交付上限額は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

- 第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成27年2月27（金）とする。
- 2 交付規程別表4に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表2のとおりとする。
- 3 共同申請を行う場合にあっては、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、以下の各号を定めた、センターが定める様式による共同申請書をセンターに提出しなければならない。
- 一 交付規程及び実施細則に規定される一切の手続きを代表して行う代表者を定めること。
 - 二 交付規程第14条第2項の規定に従って補助金の交付を受けた場合は、他の共同申請者に対して速やかに当該他の共同申請者が受領すべき補助金相当額を支払うこと。
 - 三 交付規程及び実施細則の規定により補助金の返納義務が発生した場合は、共同申請者はその返納額の全額を連帯して返納すること。
- 4 前項に規定する共同申請書を提出するにあたっては、以下の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 全ての共同申請者の印鑑登録証明書（発行から三ヶ月以内のもの、写し。）
 - 二 共同申請者が法人にあっては登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から三ヶ月以内のもの。）
 - 三 共同申請者がマンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあっては、マンション管理組合の現在の理事長が選任されたことを証する書類の写し
- 5 申請者は、交付規程別表2の特別な仕様に基づく工事に該当するものとして申請しようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターが定める様式による「特別な仕様に基づく工事」申請事由書を、その関係する規格書又は仕様書を添付してセンターに提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第5条 補助金交付額は、充電設備機器費と設置工事費について別々に計算し、それらを合計して算出する。

2 充電設備機器費については、充電設備にかかる本体価格に補助率を乗じた額（1万円未満の額は切り捨て。）と、別表1に定める当該充電設備と同一の銘柄の補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、交付規程第7条第1項の規定による交付決定通知書の記載内容に対して、交付規程第12条第1項の規程による実績報告書に記載された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

3 設置工事費については、交付規程別表1に定める補助対象経費の内訳の項目毎に補助対象経費を集計したものに交付規程別表1に定める補助率を乗じた額（1円未満の額は切り捨て。）と、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額のいずれか低い方の額をそれぞれ算出し、それらを合計した額（1万円未満の額は切り捨て。）と、交付規程別表2に定める補助金交付上限額のいずれか低い方を補助金交付額とする。ただし、前項ただし書きを準用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、交付規程別表1に定める補助対象経費の内訳の項目毎に補助対象経費を集計したものに交付規程別表1に定める補助率を乗じた額（1円未満の額は切り捨て。）が、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額を上回る場合でセンターが特に認めるものについては、別表1-2に定める工事項目ごとの補助上限額を上回ることができる。ただし、補助金交付額は交付規程別表2に定める補助金交付上限額を超えることはできない。

5 申請者は、前項に該当するものとして申請をしようとするときは、交付規程第6条第1項の規定による交付申請と同時に、センターが定める様式による「工事項目ごとの補助上限額超過を含む工事」の申請を、センターに提出しなければならない。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第6条第2項第五号に規定する利益等排除の方法は別表3に定める。

(交付の決定等)

第7条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするにあたり国が認めた計画又はこれに準じたものに基づき、充電設備の普及を促進する地方公共団体に対して、設備設置が円滑に実施できるよう十分に配慮するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 センターは、交付規程第7条第2項の修正、同条第3項の条件、第9条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

2 センターは、交付規程第9条の計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(実績報告書等)

第9条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は、第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成27年10月30日(金)とし、第3の事業については平成29年4月28日(木)までとする。

- 2 交付規程別表5に掲げる設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表4のとおりとする。
- 3 申請者は、申請の際に予定していた設備設置の完了日までに設備設置を完了しない場合は事前にセンターの承認を受けなければならない。この場合において、センターは、その設備設置の完了の遅延が、本人の責めに帰さないやむを得ない事情によるものと認める場合には、これを承認する。
- 4 申請者がクレジット契約等を利用する場合は、申請者は、補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払に充当し、センターが定める様式によるクレジット契約等補助金充当報告書に補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類を添付してセンターに提出しなくてはならない。また、クレジット契約等における支払が完了した日から起算して30日以内に、センターが定める様式によるクレジット契約等完済報告書に支払が完了したことを証する書類を添付してセンターに提出しなくてはならない。

(取得財産の管理等)

第10条 交付規程第16条第3項に規定する次世代自動車充電インフラ整備促進事業管理規程を別表5に定める。

(財産処分の制限等)

第11条 交付規程第17条第2項の取得財産等の処分を制限する期間を別表6のとおり定める。

- 2 交付規程第17条第4項及び第6項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、減価償却資産における償却方法の考え方に基づき、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。
 - 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合
 - 二 その他センターが特に認める場合

(充電設備の設置場所等に関する調査)

第12条 センターは、次世代自動車の利用環境の向上を図るため、充電設備の設置場所、仕様、利用者の範囲等に関する情報について調査し、一般への提供等が可能となるよう努めるものとする。

- 2 設備設置に係る申請者は、やむを得ない場合を除き、前項の調査及び一般への提供等について、センターに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第13条 センターは、交付規程第7条第1項の審査をするに当たり、申請が多い場合には、公募期間を短縮し、先着順で実施する。公募期間の短縮及び先着順位の設定方法については次の各号のとおりとする。

- 一 公募途中において補助金申請額の累計が予算額を超えると予想される場合は、補助金予算残額が50億円に到達した時点でセンターのホームページ上で予告を行う。ただし、公募残日数を考慮し予告の是非判断は、経済産業省及びGIOの指導のもとセンターが行う。
- 二 公募期間内に補助金申請額が予算額を超えた場合は、消印により先着順位を設定し、予算額を越えた時点で終了とする。消印の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

(審査委員会)

第14条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定、ビジョンの承認、特別な仕様に基づく工事の承認及びその他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第15条 交付規程及び実施細則によりセンターが定める様式は、様式1から様式28までのとおりとする。

(附則)

1. この実施細則の制定は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成25年3月19日）から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成25年10月2日から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成26年1月21日から適用する。

(附則)

1. この実施細則の変更は、第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、平成26年4月11日から適用する。

(別表1-1) 充電設備銘柄ごとの補助金交付上限額

急速充電設備 (平成25年7月31日現在) 最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
高岳製作所	HFR1-50B4	50kW以上	900	1,200	1,800,000
	HFR1-50B3		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-40B3	30以上50kW未満	1,000	1,330	2,000,000
	HFR1-40B4		850	1,130	1,700,000
	HFR1-30B3		950	1,260	1,900,000
	HFR1-30B4		800	1,060	1,600,000
	HFR1-20B4S	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000
	HFR1-20B4T		750	1,000	1,500,000
	HFR1-10B4S		700	930	1,400,000
	HFR1-10B4T		700	930	1,400,000
	HFR1-50B4-A1	高機能	1,250	1,660	2,500,000
	HFR1-40B4-A1		1,200	1,600	2,400,000
	HFR1-30B4-A1		1,150	1,530	2,300,000
	HFR1-20B4T-A1		1,100	1,460	2,200,000
	HFR1-20B4S-A1		1,100	1,460	2,200,000
	HFR1-10B4T-A1		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-10B4S-A1		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-50B4-A2		1,250	1,660	2,500,000
	HFR1-40B4-A2		1,200	1,600	2,400,000
	HFR1-30B4-A2		1,150	1,530	2,300,000
	HFR1-20B4T-A2		1,100	1,460	2,200,000
	HFR1-20B4S-A2		1,100	1,460	2,200,000
	HFR1-10B4T-A2		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-10B4S-A2		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-50B4-A0L		1,200	1,600	2,400,000
	HFR1-40B4-A0L		1,150	1,530	2,300,000
	HFR1-30B4-A0L		1,100	1,460	2,200,000
	HFR1-20B4T-A0L		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-20B4S-A0L		1,050	1,400	2,100,000
	HFR1-10B4T-A0L		1,000	1,330	2,000,000
HFR1-10B4S-A0L	1,000	1,330	2,000,000		

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)	
ハセテック	LJ06-3P3W	50kW以上	900	1,200	1,800,000	
	LJ06-3P3W40	30以上50kW未満	850	1,130	1,700,000	
	LJ03-3P3W	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000	
	LJ06-3P3W-UN	高機能	1,250	1,660	2,500,000	
	LJ06-3P3W40-UN		1,200	1,600	2,400,000	
	LJ03-3P3W-UN		1,100	1,460	2,200,000	
	LJ06-3P3W-EN		1,250	1,660	2,500,000	
	LJ06-3P3W40-EN		1,200	1,600	2,400,000	
	LJ03-3P3W-EN		1,100	1,460	2,200,000	
高砂製作所	TQVC500M3		50kW以上	900	1,200	1,800,000
	TQVC440M3		30以上50kW未満	900	1,200	1,800,000
	TQVC200M3	10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000	
九電テクノシステムズ	KRCS-50W-1	高機能	2,500	3,330	5,450,000	
	KRCS-50-1		1,990	2,650	3,980,000	
	KRCS-50-2		1,810	2,420	3,630,000	
	KRCO-50-1	50kW以上	1,200	1,600	2,400,000	
日産自動車	NSQC-44-A-1	30以上50kW未満	700	930	1,400,000	
	NSQC-44-B-1		820	1,100	1,650,000	
	NSQC-44-C-1		730	980	1,470,000	
	NSQC442B		380	500	760,000	
	NSQC442C		450	600	900,000	
	NSQC442BS		530	700	1,060,000	
	NSQC442CS		600	800	1,200,000	
ニチコン	NQC-A501	50kW以上	1,500	2,000	3,000,000	
	NQC-A502		1,100	1,460	2,200,000	
	NQC-A301	30以上50kW未満	1,200	1,600	2,400,000	
	NQC-A301S		1,250	1,660	2,800,000	
	NQC-A302		1,000	1,330	2,000,000	
	NQC-A202		10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000
	NQC-A102	700		930	1,400,000	
	NQC-A502E	高機能		1,300	1,730	2,600,000
	NQC-A302E		1,200	1,600	2,400,000	
	NQC-A202E		1,100	1,460	2,200,000	

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
富士電機	FRCH50B-2-01-ADFCK	高機能	1,300	1,730	2,600,000
	FRCH50B-2-01-ADE00CK		1,400	1,860	2,800,000
	FRCH50B-2-01-ADE01		1,500	2,000	3,000,000
	FRCH50B-2-01-ADE01CK		1,800	2,400	3,600,000
	FRCH50B-2-01-ADE02		1,500	2,000	3,000,000
	FRCH50B-2-01-ADE02CK		1,800	2,400	3,600,000
	FRCH44B-2-01-ADFCK		1,300	1,730	2,600,000
	FRCH44B-2-01-ADE00CK		1,400	1,860	2,800,000
	FRCH44B-2-01-ADE01		1,500	2,000	3,000,000
	FRCH44B-2-01-ADE01CK		1,800	2,400	3,600,000
	FRCH44B-2-01-ADE02		1,500	2,000	3,000,000
	FRCH44B-2-01-ADE02CK		1,800	2,400	3,600,000
	FRCM25C-01R-NNYCK		1,200	1,600	2,400,000
	FRCM25C-01R-NYY00CK		1,300	1,730	2,600,000
	FRCM25C-01R-NYY01		1,400	1,860	2,800,000
	FRCM25C-01R-NYY01CK		1,700	2,260	3,400,000
	FRCM25C-01R-NYY02		1,400	1,860	2,800,000
	FRCM25C-01R-NYY02CK		1,700	2,260	3,400,000
	FRCH50B-2-01	50kW以上	1,060	1,410	2,120,000
	FRCH50B-2-01-ADF		1,000	1,330	2,000,000
	FRCH50B-2-01-ADE00		1,100	1,460	2,200,000
	FRCH44B-2-01	30以上50kW未満	950	1,260	1,900,000
	FRCH44B-2-01-ADF		1,000	1,330	2,000,000
	FRCH44B-2-01-ADE00		1,100	1,460	2,200,000
	FRCH39B-2-01		950	1,260	1,900,000
	FRCM25C	10以上30kW未満	900	1,200	1,800,000
	FRCM25C-01R-NNY		900	1,200	1,800,000
FRCM25C-01R-NYY00	1,000		1,330	2,000,000	
菊水電子工業	Milla-E50	50kW以上	1,000	1,330	2,000,000
	Milla-E40	30以上50kW未満	950	1,260	1,900,000
	Milla-E20	10以上30kW未満	750	1,000	1,500,000

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
GSユアサ	EVC-50KA	50kW以上	1,600	2,130	3,200,000
	EVC-30KA	30以上50kW未満	1,250	1,660	2,600,000
	EVC-R-30KA		950	1,260	1,900,000
	EVC-20KA	10以上30kW未満	1,000	1,330	2,200,000
	EVC-20KD		1,000	1,330	3,400,000
	EVC-R-20KA		900	1,200	1,800,000
	EVC-R-20KD		1,000	1,330	3,100,000
NTTファシリティーズ	FSQC-50-1-S	高機能	1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-50-1-NW-U		1,500	2,000	3,000,000
	FSQC-50-1-NW-D		1,500	2,000	3,000,000
	FSQC-40-1-S		1,050	1,400	2,100,000
	FSQC-40-1-NW-U		1,350	1,800	2,700,000
	FSQC-40-1-NW-D		1,350	1,800	2,700,000
	FSQC-30-1-S		950	1,260	1,900,000
	FSQC-30-1-NW-U		1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-30-1-NW-D		1,200	1,600	2,400,000
	FSQC-20-1-S		800	1,060	1,600,000
	FSQC-20-1-NW-U		1,100	1,460	2,200,000
	FSQC-20-1-NW-D		1,100	1,460	2,200,000
安川電機	CEBT-S1AA2050EAA	50kW以上	1,750	2,330	3,600,000
	CEBT-W1AA2050EAA		1,750	2,330	4,900,000
	CEBT-S1AA2050EUA		1,750	2,330	3,860,000
	CEBT-W1AA2050EUA		1,750	2,330	5,200,000
JFEエンジニアリング	RAPIDAS-R	高機能	2,450	3,260	4,900,000
	RAPIDAS-R-A		2,500	3,330	5,600,000
日本電気	NQVC500M3	50kW以上	1,250	1,660	2,500,000
	NQVC440M3	30以上50kW未満	1,250	1,660	2,500,000
デルタ電子	DCO-503A3A	50kW以上	1,250	1,660	2,500,000
	DCO-463A3A	30以上50kW未満	1,250	1,660	2,500,000
	DCO-303A3A		970	1,300	1,950,000

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
日立製作所	HI-QC001-CN44	高機能	2,470	3,300	4,950,000
	HI-QC001-CN43		2,150	2,860	4,300,000
	HI-QC001-CN42		1,720	2,300	3,450,000
	HI-QC001-CN41		1,200	1,600	2,400,000
	HI-QC101-CN42		2,120	2,830	4,250,000
	HI-QC101-CN41		1,550	2,060	3,100,000
	HI-QC301-CN41		1,800	2,400	3,600,000
	HI-QC302-CN41		2,050	2,730	4,100,000
	HI-QC002-CN42		2,000	2,660	4,000,000
	HI-QC002-CN41		1,450	1,930	2,900,000
	HI-QC001-CN33		1,920	2,560	3,850,000
	HI-QC001-CN32		1,500	2,000	3,000,000
	HI-QC001-CN31		970	1,300	1,950,000
	HI-QC101-CN32		1,900	2,530	3,800,000
	HI-QC101-CN31		1,320	1,760	2,650,000
	HI-QC301-CN31		1,570	2,100	3,150,000
	HI-QC302-CN31		1,820	2,430	3,650,000
	HI-QC002-CN32		1,770	2,360	3,550,000
	HI-QC002-CN31		1,220	1,630	2,450,000
	HI-QC301-CN32		2,500	3,330	5,400,000
	HI-QC301-CN42		2,500	3,330	5,850,000
	HI-QC302-CN32		2,500	3,330	5,950,000
	HI-QC302-CN42		2,500	3,330	6,400,000
	HI-QC601-CN31		1,370	1,830	2,750,000
	HI-QC601-CN41		1,600	2,130	3,200,000
	HI-QC602-CN31		1,620	2,160	3,250,000
	HI-QC602-CN41		1,850	2,460	3,700,000
	HI-QC601-CN32		2,300	3,060	4,600,000
	HI-QC601-CN42		2,500	3,330	5,050,000
	HI-QC602-CN32		2,500	3,330	5,150,000
	HI-QC602-CN42		2,500	3,330	5,600,000

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
日鉄エレクト クス	M-S-151	高機能	1,400	1,860	2,800,000
	M-S-152		1,650	2,200	3,300,000
	M-S-153		1,900	2,530	3,800,000
	M-S-154		2,150	2,860	4,300,000
	M-S-155		2,400	3,200	4,800,000
	M-S-301		1,850	2,460	3,700,000
	M-S-302		2,100	2,800	4,200,000
	M-S-303		2,350	3,130	4,700,000
	M-S-304		2,500	3,330	5,200,000
	M-S-305		2,500	3,330	5,700,000
	M-S-501		2,200	2,930	4,400,000
	M-S-502		2,450	3,260	4,900,000
	M-S-503		2,500	3,330	5,400,000
	M-S-504		2,500	3,330	5,900,000
	M-S-505		2,500	3,330	6,400,000
	EV-M50		1,900	2,530	3,800,000
	EV-50		50kW以上	1,170	1,560
	EV-50-3219	1,750		2,330	3,900,000
	EV-50-3233	1,750		2,330	3,500,000
	EV-30	30以上50kW未満	1,120	1,500	2,250,000
EV-15	10以上30kW未満	820	1,100	1,650,000	
エネゲート	ECOQ-Q500	高機能	2,000	2,660	4,000,000
	ECOQ-Q440		1,750	2,330	3,500,000
	ECOQ-Q200		1,500	2,000	3,000,000
日本リライア ンス	EVQC-5250S	50kW以上	1,750	2,330	5,300,000
	EVQC-5250		1,500	2,000	3,000,000
	EVQC-7250		1,250	1,660	2,500,000
	EVQC-7240	30以上50kW未満	1,150	1,530	2,300,000
	EVQC-5225S	10以上30kW未満	1,000	1,330	4,800,000
	EVQC-5225		1,000	1,330	2,700,000
	EVQC-7225		1,000	1,330	2,200,000

急速充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付 上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付 上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
新電元	SDQC-50-S	高機能	1,220	1,630	2,450,000
	SDQC-50-U		1,520	2,030	3,050,000
	SDQC-30-S		970	1,300	1,950,000
	SDQC-30-U		1,270	1,700	2,550,000
	SDQC-20-S		850	1,130	1,700,000
	SDQC-20-U		1,150	1,530	2,300,000
シンフォニア テクノロジー	IEC-120-1A	30以上50kW未満	1,150	1,530	2,300,000
	IEC-120-2A		1,250	1,660	2,800,000
古川電気	FSCH50A	50kW以上	1,600	2,130	3,200,000
	FSCH44A	30以上50kW未満	1,250	1,660	3,100,000
デンゲン	DEV-10KW	10以上30kW未満	1,000	1,330	2,000,000

普通充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
豊田自動織機	EVC1	普通充電設備	200	260	440,000
	EVC1-IC	高機能普通充電設備	300	400	600,000
トヨタメディア アサービス	TM-GSEV2A0081	高機能普通充電設備	160	210	320,000
	TM-GSEV2A1081		180	250	378,000
	TM-GSEV2B0081		240	320	488,000
	TM-GSEV2B1081		270	360	548,000
	TM-GSEV2C0081		300	400	600,000
	TM-GSEV2C1081		340	450	680,000
三英社製作所	NJ028	高機能普通充電設備	210	280	420,000
	NJ029		260	340	520,000
	NJ030	普通充電設備	100	130	200,000
	NJ017		200	260	480,000
	NJ016		190	250	380,000
内外電機	EVCSP-1K1	高機能普通充電設備	190	260	390,000
	EVCSP-1K2		340	450	680,000
	EVCSP-1KE1	普通充電設備	120	160	250,000
	EVCSP-1KE2		200	260	450,000
	EVCSP-RC1		70	90	145,000
クリエイト・ プロ	W90998-039	普通充電設備	160	220	336,000
トキコテクノ	ENT-TTA2	高機能普通充電設備	300	400	600,000
日立電線	ENT-HCA	普通充電設備	140	180	280,000
パナソニック	DNE3000	普通充電設備	150	200	300,000
	DNE3300		200	260	450,000
	WK4322S, Q, W, B WK4311S, Q, W, B	充電用コンセント (※機械式駐車場に 設置されるものに限 る)	0	0	3,100～
	WK3911, 3901, 39115, 39015		0	0	2,700～
	WK4422S, Q, W, B WK4411S, Q, W, B		0	0	9,600～
	BPE021, 011		20	30	54,300～

普通充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
日立アイイーシステム	IE-EVMEC02	高機能普通充電設備	300	400	600,000
	IE-EVMEC04		400	530	1,000,000
	IE-EVMEC02-IC		350	460	700,000
	IE-EVMEC04-IC		400	530	1,200,000
トヨタホーム	EVHJ	普通充電設備	130	170	260,000
	EVH1-H		60	80	120,000
パナソニックシステムネットワークス (社名変更:旧パナソニックSSインフラシステム)	AF-XC300N	高機能普通充電設備	210	290	438,000
	AF-XC300W		330	440	660,000
	AF-XC330N		360	480	725,000
	AF-XC330R		400	530	875,000
	AF-XC330C		400	530	875,000
	AF-XC330W		400	530	915,000
アイエムティ	NC200-NK	普通充電設備	200	260	600,000
日本電気	H01-S/C	高機能普通充電設備	390	530	798,000
	H01-S	普通充電設備	150	200	300,000
富士オートメーション	SC-P01	高機能普通充電設備	300	400	600,000
	SC-C01	普通充電設備	200	260	500,000
ニチコン	ZHTP1580R	高機能普通充電設備	240	320	480,000
新電元	PM-CS01-S	高機能普通充電設備	220	290	440,000
福西電機	FDS-COIN1R	高機能普通充電設備	390	530	795,000
	FDS-COIN1		360	480	720,000
	FDS-COIN2R		400	530	1,075,000
	FDS-COIN2		400	530	1,000,000
	FDA-CREDIT1		400	530	1,000,000
	FDA-CREDIT2		400	530	1,150,000
	FDK-FEL1		400	530	840,000
	FDK-FEL2		400	530	1,000,000
	FDK-FEL1W		400	530	880,000
	FDK-FEL2W		400	530	1,040,000
松井電器	EEL-001Mode3	高機能普通充電設備	400	530	1,500,000
日東工業	EVP-1GT	普通充電設備	70	100	150,000

普通充電設備（平成25年7月31日現在）最新情報は当ホームページ「充電設備補助金上限額 PDF」を参照ください。

メーカー名	型式	区分	補助金交付上限額 補助率1/2 (千円)	補助金交付上限額 補助率2/3 (千円)	(参考) 本体価格 (円)
椿本チェーン	TPS02	高機能普通充電設備	400	530	1,500,000
サンワ	SNS1200E500-S	高機能普通充電設備	390	520	780,000
九電テクノシステムズ	KNCO-3-1	高機能普通充電設備	290	390	598,000

(別表 1-2) 設置工事の詳細項目毎の補助金交付上限額

(単位：円)

事業の種類	第1の事業 (補助率 2 / 3)			第2の事業及び第3の事業 (補助率 1 / 2)			
	急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)	急速充電設備 設置工事	普通充電設備 設置工事	特別な仕様に 基づく工事 ^(注2)	
工事区分 ^(注1)							
工事項目ごとの 補助上限額	①高圧受変電設備	1,330,000	1,330,000	14,000,000	1,000,000	1,000,000	10,500,000
	②電気配線	1,660,000	1,000,000	6,200,000	1,250,000	750,000	4,650,000
	③電力供給対応	800,000	適用外	800,000	600,000	適用外	600,000
	④充電器本体据付	400,000	130,000	400,000	300,000	100,000	300,000
	⑤充電スペース整備	1,330,000	1,330,000	1,660,000	1,000,000	1,000,000	1,250,000
	⑥付帯設備	2,230,000	2,230,000	2,830,000	1,670,000	1,670,000	2,120,000
	⑦その他工事に係る費用	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
工事区分に応じた補助上限額	7,630,000	6,690,000	25,430,000	5,720,000	5,020,000	19,070,000	

注1：一つの工事において、急速充電設備と普通充電設備を同時に設置する場合は、急速充電設備設置工事の上限額を適用する。

注2：特別な仕様に基づく工事とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格及び仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

注3：「実施細則」別表1-2で示す「工事項目」のいずれかが補助上限額を超える場合は、センターが定める様式を用い「工事項目ごとの補助上限額超過を含む工事」の承認申請を行うことができる。

(別表2) 申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

- ① 補助金申請をマンション組合が業者に委託する場合はその委任状
- ② 第3の事業の申請にあつては充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類
- ③ その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表3) 利益等排除の方法

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

1. 利益等排除の対象となる調達先	
<p>補助金の申請者（リースの場合はその使用者を含む。以下、この表で同じ。）が以下の（1）から（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p> <p>（1）申請者自身</p> <p>（2）100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く）</p>	
2. 利益等排除の方法	
（1）申請者の自社調達の場合	原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合	取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
（3）申請者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合	取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(別表4) 設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

充電設備設置に係る実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

1. 充電設備設置代金の支払証憑（充電器の本体価格が記載されているもの）
2. 充電設備設置関連工事代金の支払証憑
3. 充電設備の設置完了を証する書類
4. 充電設備設置関連工事の完了を証する書類
5. 充電設備がリースの場合にあっては、次の書類
 - ・リース契約書
 - ・貸与料金の算定根拠明細書又は補助金相当額がリース料金に反映されたことを証する書面
6. 支払がクレジット契約等による場合にあっては、次の書類
 - ・クレジット契約等の契約書のコピー
 - ・個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書
7. その他必要に応じてセンターが定めるもの

(別表5) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金管理規程

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は一定期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること）してはならない。
4. 急速充電設備については他の法令を順守し継続的に管理されなければならない。
5. 第3項の期間は補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別に定める期間とする。（注）
6. 補助金の交付を受けた者は前項の規定により定められた期間内において処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
7. センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
8. センターは、第6項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助金の交付を受けた者に対して命ずることができる。
9. センターは、財産処分の制限等で補助金の返納が求められた補助金の交付を受けた者からの新しい申請について、返納が完了したことをセンターが確認するまで受付けを拒否する

ことができる。

(注) 期間は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第17条第2項に基づく次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則別表6に定められた期間とする。

(別表6) 取得財産等の処分を制限する期間

第1の事業、第2の事業、第3の事業 充電設備	8年
第4の事業 充電設備（取得価格が50万円以上のもの）	

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に準じて作成。

参考3. 第1の事業の手続きに関する規則

第1の事業の手続きに関する規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、次世代自動車用充電設備の設置に対する助成金（以下「補助金」という。）を交付する業務のうち第1の事業に関する手続きは、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則によりセンターが定めるこの第1の事業の手続きに関する規則（以下「本規則」という。）による。

(用語)

第2条 本規則で使用する用語は、特に定めがない限り交付規程及び実施細則の例による。

(ビジョンの申請及び承認)

第3条 ビジョンの承認を受けようとする自治体等は、センターが定める様式によるビジョン承認申請書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請書の提出があったときには、当該申請に係る書類の審査により、承認することが適当と認めるときは速やかにビジョンの承認を行い、センターが定める様式によるビジョン承認通知書により申請のあった自治体等に通知するものとする。

3 センターは、前項の承認を行ったときは、当該申請に係る内容をセンターのホームページで公表するものとする。

4 自治体等は、第2項の承認の通知を受けたときは、当該申請に係る内容をホームページで公表するよう努めるものとする。

(ビジョンの変更等)

第4条 自治体等は、前条第2項の承認の通知を受けた後に、当該通知に係る申請の内容を変更（全部又は一部の継承、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターが定める様式によるビジョン変更承認申請書をセンターに提出し、センターが定める様式によるビジョン変更承認通知書により承認を受けなければならない。

(ビジョンの要件を満たすことの確認)

第5条 第1の事業を実施することより補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付規程第6条の規程による交付申請を行う前に、申請者が実施する事業がビジョンに示された要件を満たすことについて、当該ビジョンを策定した自治体等に確認を依頼しなければならない。

2 申請者は、前項の確認を依頼した場合において、自治体等から、申請者が実施する事業がビジョンに示された要件を満たすものとして確認を行った旨の連絡を受けたときは速やかに、交付規程第6条の規定による交付申請を行わなければならない。

(様式)

第6条

本規則によりセンターが定める様式は、様式細1から様式細4までのとおりとする。

(附則)

1. 本規則の制定は、実施細則第14条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. 本規則は、平成25年4月2日から適用する。

参考4. 様式

様式番号		名 称
申請	1-1	交付申請書 第1の事業
	1-2	交付申請書 第2の事業
	1-3	交付申請書 第3の事業
	1-4	交付申請書 第4の事業
	2	共同申請書
	3	「特別な仕様に基づく工事」申請事由書
	4	充電器設置工事 見積書
	5	第3の事業に関する誓約書
-	6	補助金交付決定通知書
実績報告	7-1	実績報告書 第1の事業
	7-2	実績報告書 第2の事業
	7-3	実績報告書 第3の事業
	7-4	実績報告書 第4の事業
	8	充電設備機器設置完了報告書
	9	充電設備設置工事完了報告書
	10	工事实績内訳確認書
	11	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表
	12	貸与料金の算定根拠明細書
-	13	補助金の額の確定通知書
変更手続き	14	補助金交付申請取下書
	15	変更届出書
	16	計画変更承認申請書
	17	計画変更承認通知書
	18	遅延等報告書
	19	実施状況報告書
取消	20	交付決定取消通知書
	21	補助金返還命令書
処 財 分 産	22	財産処分承認申請書
	23	財産処分承認通知書
ク レ ジ ツ ツ	24	クレジット契約等による補助金受給に関する取決書
	25	補助金充当報告書
	26	完済報告書
その他	27	第3の事業に関する共同住宅・月極駐車場等証明書提出書

この申請書は、第1の事業に該当する充電設備設置事業を対象にしています。なお、補助対象は充電設備機器費と設置工事費となり、補助率は2/3となります。

第1の事業申請用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

Form with fields for address, name, representative, classification, and contact info. Includes a stamp area.

2. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

Form with fields for address, name, representative, and contact info for lease companies.

3. 充電設備設置工事に関する事項

Form with fields for installation location, start/end dates, and urgency level.

4-1. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備機器)

Form with checkboxes for exclusion criteria regarding capital relationships for equipment.

4-2. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備設置工事)

Form with checkboxes for exclusion criteria regarding capital relationships for construction.

*一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、経済産業省が定めた次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

Form for self-governing organization details, including name, address, and management number.



誤記修正に必要です。

Rectangular stamp area with the text 'センター 確認' (Center Confirmation).

5. 充電設備機器の補助金申請額

機械式駐車場の場合は✓してください。□

Table with 2 columns: Item description and Amount/Details. Rows include: (1) 充電設備の種類, (2) 本体価格, (3) 補助上限額, (4) 一基あたりの補助金申請額, (5) 設置の基数, (6) 補助金申請額.

Table with 2 columns: Item description and Amount/Details. Rows include: (1) 充電設備の種類, (2) 本体価格, (3) 補助上限額, (4) 一基あたりの補助金申請額, (5) 設置の基数, (6) 補助金申請額.

充電設備機器補助金申請額 キ. 円 ※カの総計

※充電設備機器の記載スペースが足りないときは、本用紙をコピーし追記して、提出願います。

6. 充電設備設置工事の補助金申請額

Table with 5 columns: 補助対象設置工事項目, 見積額(消費税除く), ①見積額×補助率(2/3)(1万円未満は切り捨て), ②工事項目ごとの補助上限額, ①と②のいずれか低い方. Rows include: (1) 高圧受変電設備, (2) 電気配線, (3) 電力供給対応, (4) 充電器本体据付, (5) 充電スペース整備, (6) 付帯設備, (7) その他工事に係る費用, and a total row.

工事区分に応じた補助上限額 ケ. 円 設置工事補助金申請額 コ. 円 ※クとケのいずれか低い方をご記入ください。

7. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)

充電設備設置に係る補助金申請額(合計) 円 ※キ+コ

捨印

8. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。
① 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。
② センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。
③ 充電設備の設置場所等に関する情報の一般への提供について了承します。
④ 新設される充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。
⑤ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあります。
⑥ 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としません。
⑦ 充電設備の利用者を限定しません。
⑧ 充電場所を示す案内看板を設置します。
⑨ 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。
⑩ 私は反社会的勢力の団体に属していません。
⑪ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査、本申請に係るビジョンに示された要件を満たしていることの確認を行った自治体等への情報提供等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html) に記載されております。

印
必ず要件を確認し押印をお願いします

この申請書は、公共性は有するが第1の事業に該当しない充電設備設置事業を対象にしていません。なお、補助対象は充電設備機器費と設置工事費となり、補助率は1/2となります。

第2の事業 申請用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

Form with fields for address, name, representative, classification, and contact info. Includes a stamp area.

2. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

Form with fields for rental address, name, representative, and contact info.

3. 充電設備設置工事に関する事項

Form with fields for installation location, start/end dates, and urgency level.

4-1. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備機器)

Form with checkboxes for exclusion criteria regarding capital relationships for equipment.

4-2. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備設置工事)

Form with checkboxes for exclusion criteria regarding capital relationships for construction.

*一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、経済産業省が定めた次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。



誤記修正に必要です。

Rectangular stamp area with the text 'センター 確認' (Center Confirmation).

5. 充電設備機器の補助金申請額

機械式駐車場の場合は✓してください

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通	メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 × 1/2 = イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ.	円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ.	円 ※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通	メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 × 1/2 = イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ.	円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ.	円 ※エ×オ

充電設備機器補助金申請額	キ.	円	※カの総計
--------------	----	---	-------

※充電設備機器の記載スペースが足りないときは、本用紙をコピーし追記して、提出願います。

6. 充電設備設置工事の補助金申請額

補助対象設置工事項目	見積額(消費税除く)	①見積額×補助率(1/2) (1万円未満は切り捨て)	②工事項目ごとの補助上限額	①と②のいずれか低い方
(1) 高压受変電設備	円	円	円	円
(2) 電気配線	円	円	円	円
(3) 電力供給対応	円	円	円	円
(4) 充電器本体据付	円	円	円	円
(5) 充電スペース整備	円	円	円	円
(6) 付帯設備	円	円	円	円
(7) その他工事に係る費用	円	円	円	円
			合計	ク. 円

工事区分に応じた補助上限額	ケ.	円	設置工事補助金申請額	コ.	円	※クとケのいずれか低い方をご記入ください。
---------------	----	---	------------	----	---	-----------------------

7. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)

充電設備設置に係る補助金申請額(合計)	円	※キ+コ
---------------------	---	------

捨印

8. 申請要件等の確認

<p>以下の内容に間違いありません。</p> <p>① 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。</p> <p>② センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。</p> <p>③ 充電設備の設置場所等に関する情報の一般への提供について了承します。</p> <p>④ 新設される充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。</p> <p>⑤ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあります。</p> <p>⑥ 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としません。</p> <p>⑦ 充電設備の利用者を限定しません。</p> <p>⑧ 充電場所を示す案内看板を設置します。</p> <p>⑨ 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。</p> <p>⑩ 私は反社会的勢力の団体に属していません。</p> <p>⑪ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)</p>	<p>印</p> <p>必ず要件を確認し押印をお願いします</p>
--	-----------------------------------

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>) に記載されております。

この申請書は、共同住宅の駐車場や月極駐車場等への充電設備設置事業を対象にしています。なお、補助対象は充電設備機器費と設置工事費となり、補助率は1/2となります。

第3の事業申請用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

Form with fields for address, name, representative, classification, and contact info. Includes a stamp area.

2. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

Form with fields for rental address, name, representative, and contact info.

Form for building type selection: 共同住宅, 月極駐車場等, 新築, 既築, 分譲, 賃貸.

3. 充電設備設置工事に関する事項

Form with fields for installation location, start/end dates, and district.

4-1. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備機器)

Form with checkboxes for capital relationship and company type.

4-2. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備設置工事)

Form with checkboxes for capital relationship and company type.

*一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、経済産業省が定めた次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。



誤記修正に必要です。

Table with 4 columns for confirmation, with 'センター 確認' in the first column.

5. 充電設備機器の補助金申請額

機械式駐車場の場合は✓してください。

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア. 円 ×1/2=イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ. 円 ※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア. 円 ×1/2=イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ. 円 ※エ×オ

充電設備機器補助金申請額	キ.	円	※カの総計
--------------	----	---	-------

※充電設備機器の記載スペースが足りないときは、本用紙をコピーし追記して、提出願います。

6. 充電設備設置工事の補助金申請額

補助対象設置工事項目	見積額(消費税除く)	①見積額×補助率(1/2)(1万円未満は切り捨て)	②工事項目ごとの補助上限額	①と②のいずれか低い方
(1) 高压受変電設備	円	円	円	円
(2) 電気配線	円	円	円	円
(3) 電力供給対応	円	円	円	円
(4) 充電器本体据付	円	円	円	円
(5) 充電スペース整備	円	円	円	円
(6) 付帯設備	円	円	円	円
(7) その他工事に係る費用	円	円	円	円
			合計	ク. 円

工事区分に応じた補助上限額	ケ. 円	設置工事補助金申請額	コ. 円 ※クとケのいずれか低い方をご記入ください。
---------------	------	------------	----------------------------

7. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)

充電設備設置に係る補助金申請額(合計)	円 ※キ+コ
---------------------	--------

捨印

8. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。

- ① 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。
- ② センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。
- ③ 新設される充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。
- ④ 設置した充電設備は、共同住宅の場合は主として当該共同住宅の居住者、月極駐車場等の場合は当該月極駐車場等の賃借人が使用します。ただし、月極駐車場等を賃借していることで使用が可能となる共有区域に設置される充電設備については、この限りではありません。
- ⑤ 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。
- ⑥ 私は反社会的勢力の団体に属していません。
- ⑦ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)

印
必ず要件を確認し押印をお願いします

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載されております。

この申請書は、第1の事業、第2の事業及び第3の事業のいずれにも該当しない充電設備設置事業を対象としています。なお、補助対象は充電設備機器費のみとなり、補助率は1/2となります。

第4の事業 申請用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

Form with fields for address, name, representative, classification, and contact info. Includes a stamp area labeled '捺印'.

2. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

Form with fields for rental address, name, representative, and contact info.

3. 充電設備設置工事に関する事項

Form with fields for installation location, start/end dates, and other details.

4. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備機器)

Form with checkboxes for capital relationship and other exclusion criteria.

*一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、経済産業省が定めた次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。



誤記修正に必要です。

Rectangular stamp area labeled 'センター 確認'.

5. 充電設備機器の補助金申請額

機械式駐車場の場合は✓してください。

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア. 円 × 1/2 = イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ. 円 ※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア. 円 × 1/2 = イ. 円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ. 円 ※手続の手引き又はセンターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金申請額	エ. 円 ※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ. 基 ※設置予定の基数をご記入ください。
(6) 補助金申請額	カ. 円 ※エ×オ

充電設備機器補助金申請額	キ. 円 ※カの総計
--------------	------------

※充電設備機器の記載スペースが足りないときは、本用紙をコピーし追記して、提出願います。



6. 申請要件等の確認

<p>以下の内容に間違いありません。</p> <p>① 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。</p> <p>② センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。</p> <p>③ 新設される充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。</p> <p>④ 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。</p> <p>⑤ 私は反社会的勢力の団体に属していません。</p> <p>⑥ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)</p>	<p>印</p> <p>必ず要件を確認し押印をお願いします</p>
--	-----------------------------------

※センターの個人情報保護方針については、センターHP (<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>) に記載されております。

次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金
共同申請書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者) 甲

住 所 〒

氏名又は名称
及び代表者名 _____

実印

(申請者) 乙

住 所 〒

氏名又は名称
及び代表者名 _____

実印

充電設備の設置場所
住 所 〒

場所の名称等 _____

設備設置にかかる補助金申請額 (合計)

円

甲と乙は、次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金実施細則第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり合意の上、共同で申請します。

記

1. 甲は、甲乙両者を代表して、交付規定及び実施細則に基づき本共同申請手続きを行うものとし
ます。
2. 甲は、甲乙両者を代表して、本共同申請により甲及び乙に対し交付決定がなされた補助金全額
を受け取るとともに、乙に対して速やかに乙が受領すべき補助金相当額を支払います。
3. 甲及び乙は、補助金受領後、保有義務に違反し財産を処分した場合など、交付規定及び実施細
則に基づきセンターから補助金の返納を命じられた場合、本共同申請により受領した補助金に
対してセンターから指示された返済額を連帯してセンターに対し返納します。

以 上

次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金
「特別な仕様に基づく工事」申請事由書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

申請者 住所 〒

氏名又は名称
及び代表者名(法人)

印

私（申請者）は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則第4条第5項の規定に基づき、以下の「規格及び仕様」を「特別な仕様に基づく工事」として申請いたします。

1. 特別に指示する規格又は仕様等

①規格及び仕様	②指示理由	③規格及び仕様を 求める対象

2. 特別な仕様に基づく工事により充電設備を設置する住所

住所	
----	--

以上

添付書類：特別に指示する規格又は仕様を示す書類

文書番号

見積日

殿

下記のとおりお見積もり申し上げます。

印

件名

見積金額 (税抜)	
消費税	
合計金額	

納 期

納 入 場 所

支払条件 (期日を含む)

見積書有効期限

項 目	見 積 額	備 考
(1) 高圧受変電設備		
(2) 電気配線		
(3) 電力供給対応		
(4) 充電器本体据付		
(5) 充電スペース整備		
(6) 付帯設備		
(7) その他工事に係る費用		
(8) 上記(1)から(7)に含まれない費用等		同一の契約の範囲に含まれるものは全て
合計		

※項目毎の内訳は別紙のとおりです。

項目	見積額
(1) 高圧受変電設備 (小計)	
① 高圧受変電設備の交換、増設、新設	
② 高圧受変電設備設置に係る基礎・アンカーボルト等工事費	
③ 前記①～②の機器の 搬入・据付	
④ 前記設置に係る人件費	
(2) 電気配線 (小計)	
① 分電盤	
② 急速充電器用手元開閉器	
③ 電源線	
④ 接地 (アース線)	
⑤ 前記①～④の電気配線に係る必要部材	
⑥ 前記①～④の電気配線に係る諸工事費	
⑦ 前記①～④の機器の搬入・据付	
⑧ 前記設置に係る人件費	
(3) 電力供給対応 (小計)	
① 電柱、柱上トランス、電線等の設置	
(4) 充電器本体据付 (小計)	
① 充電器据付に係る掘削、基礎、アンカーボルト、壁補強および支柱設置等の諸工事費	
② 前記①の機器の搬入、据付	
③ 前記①～②に係る必要部材	
④ 前記設置に係る人件費	
(5) 充電スペース整備 (小計)	
① 既存路盤撤去・処分費、および路盤再整備費	
② ライン引き費	
③ 前記①～②の整備に係る重機および機材費	
④ 前記整備に係る人件費	
(6) 付帯設備 (小計)	
① 設置場所案内板	
② 路面表示	
③ 屋根又は小屋	
④ 予備用コンセント	
⑤ 充電器防護用ポール	
⑥ 電灯	
⑦ 前記①～⑥の付帯設備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強および支柱設置等の諸工事費	
⑧ 前記①～⑦の機器の搬入・据付	
⑨ 前記設置に係る人件費	
(7) その他工事に係る費用 (小計)	
① 寒冷及び塩害対策に係る費用	
② 養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用	
③ 現場管理費	
④ 雑材消耗品費	
⑤ 設置時の停電回避に係る費用	
⑥ 設計に係る費用	
⑦ 前記に係る人件費	
(8) 上記(1)から(7)に含まれない費用等 (小計)	

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
第3の事業申請に係わる誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

申請者 住所 〒

氏名又は名称
及び代表者名(法人)

印

充電設備設置場所 住所 〒

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則(別表2)に規定する「充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類」の提出ができませんので、以下の内容について誓約いたします。

記

1. 「充電設備の設置場所が共同住宅または月極駐車場等であることを証する書類」の提出が可能となった場合には、速やかにセンターへ提出します。
2. 上記充電設備設置場所等は、以下にチェックした事項で間違いありません。

共同住宅への充電設備設置の場合	✓欄	
1. 補助金申請する充電設備の設置場所は、共同住宅の敷地内にある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 共同住宅は、新築または既築の区分は右記のとおりである。	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 既築
3. 共同住宅は、分譲または賃貸の区分は右記の通りである。	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> 分譲

月極駐車場等への充電設備設置の場合	✓欄	
1. 充電設備を設置する駐車場は、賃貸である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2. 賃貸契約での賃貸期間は、1か月以上の期間となっている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

3. 本誓約した内容に間違いがあることが判明した場合は、補助金が交付されないこと、または交付されている場合は、交付された補助金を全額返却することを承諾いたします。

以上

第1の事業実績報告用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金実績報告書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

報告日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、以下の通り報告いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県		
(2)氏名又は名称 (法人等の場合は、名称)	氏名(法人等の場合は名称)	フリガナ	
(3)代表者名 (個人の場合は記入不要)	役職:	代表者名:	フリガナ
(4)申請者の分類	該当するものに✓してください。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人(マンション管理組合を含み、リース会社を除く) <input type="checkbox"/> リース会社		
(5)申請者の連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者(個人の場合は記入不要) () ※日中連絡できるTEL番号を記入
(6)補助金交付決定番号	第 充電- 号 (交付決定通知日:平成 年 月 日)		

2. 充電設備設置工事に関する事項

(1)設置場所等	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県		
	設置場所店舗等の名称		
(2)設置工事開始日	平成 年 月 日	(4)すべての支払完了日	平成 年 月 日
(3)設置工事完了日	平成 年 月 日	工事区分: <input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 特別 (該当するものに✓してください。)	

3. 振込先

補助金振込先	口座名義 (カタカナ)	<input type="text"/>										
	金融機関名と店名	名称	銀行コード	支店名等	支店コード							
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="text"/>							
口座番号	預金種目(該当するものにしを記入)			口座番号(右詰で記入)								
	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他			<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>



誤記修正に必要です。

【センター使用欄】				
保有期間:	P			
センター確認				

4. 充電設備機器の補助金交付見込額

機械式駐車場の場合は✓してください。

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×2/3=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×2/3=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

合計 キ.		円	カの合計を記入ください。
交付決定額 ク.		円	※交付決定通知に記載の充電設備の交付決定額をご記入ください。
補助金の額 ケ.		円	※キまたはクの低い方を記入してください。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--

5. 充電設備設置工事の補助金交付見込額

補助対象設置工事項目	支払額	①支払額×補助率(2/3) (1万円未満は切り捨て)	②工事項目ごとの 交付決定額	①と②のいずれか低い方
(1) 高圧受変電設備	円	円	円	円
(2) 電気配線	円	円	円	円
(3) 電力供給対応	円	円	円	円
(4) 充電器本体据付	円	円	円	円
(5) 充電スペース整備	円	円	円	円
(6) 付帯設備	円	円	円	円
(7) その他工事に係る費用	円	円	円	円
			合計	コ. 円

設置工事交付決定額※	サ.	円	設置工事補助金交付見込額	シ.	円	※コとサのいずれか低い方をご記入ください。
------------	----	---	--------------	----	---	-----------------------

※補助金交付決定通知に記載された金額をご記入下さい。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--



誤記修正に必要です。

第2の事業 実績報告用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金実績報告書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

報告日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、以下の通り報告いたします。

共同申請がある場合は✓してください。

1. 申請者に関する事項

住所 〒 [][][][][][][] 都道府県
(2)氏名又は名称 氏名(法人等の場合は名称) フリガナ
(3)代表者名 役職: 代表者名: フリガナ
(4)申請者の分類 該当するものに✓してください。
(5)申請者の連絡先等 TEL FAX 所属・担当者(個人の場合は記入不要)
(6)補助金交付決定番号 第 充電- 号 (交付決定通知日:平成 年 月 日)

2. 充電設備設置工事に関する事項

(1)設置場所等 〒 [][][][][][][] 都道府県
設置場所店舗等の名称
(2)設置工事開始日 平成 年 月 日 (4)すべての支払完了日 平成 年 月 日
(3)設置工事完了日 平成 年 月 日 工事区分: 急速 普通 特別 (該当するものに✓してください。)

3. 振込先

補助金振込先
口座名義(カタカナ)
金融機関名と店名 名称 銀行コード 支店名等 支店コード
口座番号 預金種目(該当するものにレを記入) 口座番号(右詰で記入)



誤記修正に必要です。

【センター使用欄】
保有期間: リース期間:
センター確認

4. 充電設備機器の補助金交付見込額

機械式駐車場の場合は✓してください。

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

合計 キ.		円	カの合計を記入ください。
交付決定額 ク.		円	※交付決定通知に記載の充電設備の交付決定額をご記入ください。
補助金の額 ケ.		円	※キまたはクの低い方を記入してください。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--

5. 充電設備設置工事の補助金交付見込額

補助対象設置工事項目	支払額	①支払額×補助率(1/2) (1万円未満は切り捨て)	②工事項目ごとの 交付決定額	①と②のいずれか低い方
(1) 高圧受変電設備	円	円	円	円
(2) 電気配線	円	円	円	円
(3) 電力供給対応	円	円	円	円
(4) 充電器本体据付	円	円	円	円
(5) 充電スペース整備	円	円	円	円
(6) 付帯設備	円	円	円	円
(7) その他工事に係る費用	円	円	円	円
			合計	コ. 円

設置工事交付決定額※	サ.	円	設置工事補助金交付見込額	シ.	円	コとサのいずれか低い方をご記入ください。
------------	----	---	--------------	----	---	----------------------

※補助金交付決定通知に記載された金額をご記入下さい。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--



誤記修正に必要です。

第3の事業 実績報告用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金実績報告書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

報告日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、以下の通り報告いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県			
(2)氏名又は名称 (法人等の場合は、名称)	氏名(法人等の場合は名称)	フリガナ		捺 印
(3)代表者名 (個人の場合は記入不要)	役職:	代表者名:	フリガナ	
(4)申請者の分類	該当するものに✓してください。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人(マンション管理組合を含み、リース会社を除く) <input type="checkbox"/> リース会社			
(5)申請者の連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者(個人の場合は記入不要) ()	※日中連絡できる TEL番号を記入
(6)補助金交付決定番号	第 充電 - 号 (交付決定通知日:平成 年 月 日)			

2. 充電設備設置工事に関する事項

(1)設置場所等	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県			
	設置場所店舗等の名称			
(2)設置工事開始日	平成 年 月 日	(4)すべての支払完了日	平成 年 月 日	
(3)設置工事完了日	平成 年 月 日	工事区分: <input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 特別 (該当するものに✓してください。)		

3. 振込先

補助金振込先	口座名義 (カタカナ)	<input type="text"/>									
	金融機関名と店名	名称	銀行コード	支店名等	支店コード						
		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 (その他)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	<input type="text"/>						
口座番号	預金種目(該当するものにレを記入)					口座番号(右詰で記入)					
	<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他					<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>



誤記修正に必要です。

【センター使用欄】	リース期間:	センター確認			
保有期間:					

4. 充電設備機器の補助金交付見込額

機械式駐車場の場合は✓してください。□

(1) 充電設備の種類	□ 急速 □ 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は 全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※ エ×オ

(1) 充電設備の種類	□ 急速 □ 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は 全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※ エ×オ

合計 キ.		円	カの合計を記入ください。
交付決定額 ク.		円	※交付決定通知に記載の充電設備の交付決定額をご記入ください。
補助金の額 ケ.		円	※キまたはクの低い方を記入してください。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--

5. 充電設備設置工事の補助金交付見込額

補助対象設置工事項目	支払額	①支払額×補助率(1/2) (1万円未満は切り捨て)	②工事項目ごとの 交付決定額	①と②のいずれか低い方
(1) 高圧受変電設備	円	円	円	円
(2) 電気配線	円	円	円	円
(3) 電力供給対応	円	円	円	円
(4) 充電器本体据付	円	円	円	円
(5) 充電スペース整備	円	円	円	円
(6) 付帯設備	円	円	円	円
(7) その他工事に係る費用	円	円	円	円
			合計	コ. 円

設置工事交付決定額※	サ.	円	設置工事補助金交付見込額	シ.	円	※コとサのいずれか低い方をご記入ください。
------------	----	---	--------------	----	---	-----------------------

※補助金交付決定通知に記載された金額をご記入下さい。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--



誤記修正に必要です。

第4の事業実績報告用

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金実績報告書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

報告日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第12条第1項の規定に基づき、以下の通り報告いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

住所, (2)氏名又は名称, (3)代表者名, (4)申請者の分類, (5)申請者の連絡先等, (6)補助金交付決定番号

2. 充電設備設置工事に関する事項

(1)設置場所等, (2)設置工事開始日, (3)設置工事完了日, (4)すべての支払完了日

3. 振込先

口座名義(カタカナ), 金融機関名と店名, 口座番号, 銀行コード, 支店名等, 支店コード



誤記修正に必要です。

【センター使用欄】 保有期間, リース期間, センター確認

4. 充電設備機器の補助金交付見込額

機械式駐車場の場合は✓してください。

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は 全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

(1) 充電設備の種類	<input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 メーカー名() 型式()		
	製造番号		(複数台ある場合は 全て記入してください)
(2) 本体価格(工事費、消費税除く)	ア.	円 ×1/2=イ.	円 ※1万円未満は切り捨ててください。
(3) 補助上限額	ウ.	円	※センターのHPにてご確認ください。
(4) 一基あたりの補助金交付見込額	エ.	円	※イまたはウのいずれ安価な方をご記入ください。
(5) 設置の基数	オ.	基	※設置基数をご記入ください。
(6) 補助金交付見込額	カ.	円	※エ×オ

合計 キ.		円	カの合計を記入ください。
交付決定額 ク.		円	※交付決定通知に記載の充電設備の交付決定額をご記入ください。
補助金の額 ケ.		円	※キまたはクの低い方を記入してください。

【センター記入欄】	交付決定額		確定額	
-----------	-------	--	-----	--



誤記修正に必要です。

充電設備機器設置完了報告書

平成 年 月 日

(設置工事業者)

住所	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;">社印</div>
業者名称	
責任者役職	
責任者氏名	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; border-radius: 50%; margin: 0 auto;">印</div>

下記のとおり、充電設備設置が完了したことを証明します。

記

申請者名 (リースの場合は賃借者名)	
交付決定番号	第 充電一 号 (交付決定通知日：平成 年 月 日)
設置場所	
設置完了年月日	
メーカー名/型式	
製造番号	

充電設備設置状況

写真

充電設備設置関連工事完了報告書

平成 年 月 日

(設置工事業者)

住所		社印
業者名称	_____	
責任者役職	_____	
責任者氏名	_____	印

下記のとおり、充電設備設置関連工事が完了したことを証明します。

記

申請者名	
工事の実施場所	
工事完了年月日	
充電設備設置関連工事の完了状況	
着工前	
完了	

次ページに続く

以下の書類を添付いたします。

- ア. 工事実績内訳確認書(様式10)
- イ. 請求書(工事業者が施主に提出する請求書。工事内訳がわかるもの。)
- ウ. 要部写真(参考 様式02)
 - 1) 高圧受変電設備(設置した場合)
 - 2) 電気配線
 - 3) 充電器本体据付
 - 4) 充電スペース(整備した場合)
 - 5) 付帯設備(事業1・2の場合、案内板は必須。 その他選択した付帯設備すべて)
 - 6) 寒冷対策(凍結深度以上の掘削)
- エ. 完成平面図
- オ. 完成設置場所見取り図(エ. で示す場合はエ. での代用可)
- カ. 完成電気系統図
- キ. 高圧受変電設備の完成仕様書(高圧受変電設備を設置した場合)
- ク. 分電盤の完成仕様書
- ケ. 完成配線ルート図(エ. またはカ. で示す場合はエ. またはカ. で代用可)

以上

工事实績内訳確認書

文書番号

報告日：

_____ 殿

下記のとおりご請求いたします。

_____ 印

件名

工事实績金額（税抜）	
消費税	
合計金額	

_____ 工事完了日

_____ 設置工事場所

項目	請求額	備考
(1) 高圧受変電設備		
(2) 電気配線		
(3) 電力供給対応		
(4) 充電器本体据付		
(5) 充電スペース整備		
(6) 付帯設備		
(7) その他工事に係る費用		
(8) 上記(1)から(7)に含まれない費用等		同一の契約の範囲に含まれるものは全て
合計		

※項目毎の内訳は別紙のとおりです。

項目	請求額
(1) 高圧受変電設備 (小計)	
① 高圧受変電設備の交換、増設、新設	
② 高圧受変電設備設置に係る基礎・アンカーボルト等工事費	
③ 前記①～②の機器の 搬入・据付	
④ 前記設置に係る人件費	
(2) 電気配線 (小計)	
① 分電盤	
② 急速充電器用手元開閉器	
③ 電源線	
④ 接地 (アース線)	
⑤ 前記①～④の電気配線に係る必要部材	
⑥ 前記①～④の電気配線に係る諸工事費	
⑦ 前記①～④の機器の搬入・据付	
⑧ 前記設置に係る人件費	
(3) 電力供給対応 (小計)	
① 電柱、柱上トランス、電線等の設置	
(4) 充電器本体据付 (小計)	
① 充電器据付に係る掘削、基礎、アンカーボルト、壁補強および支柱設置等の諸工事費	
② 前記①の機器の搬入、据付	
③ 前記①～②に係る必要部材	
④ 前記設置に係る人件費	
(5) 充電スペース整備 (小計)	
① 既存路盤撤去・処分費、および路盤再整備費	
② ライン引き費	
③ 前記①～②の整備に係る重機および機材費	
④ 前記整備に係る人件費	
(6) 付帯設備 (小計)	
① 設置場所案内板	
② 路面表示	
③ 屋根又は小屋	
④ 予備用コンセント	
⑤ 充電器防護用ポール	
⑥ 電灯	
⑦ 前記①～⑥の付帯設備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強および支柱設置等の諸工事費	
⑧ 前記①～⑦の機器の搬入・据付	
⑨ 前記設置に係る人件費	
(7) その他工事に係る費用 (小計)	
① 寒冷及び塩害対策に係る費用	
② 養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用	
③ 現場管理費	
④ 雑材消耗品費	
⑤ 設置時の停電回避に係る費用	
⑥ 設計に係る費用	
⑦ 前記に係る人件費	
(8) 上記(1)から(7)に含まれない費用等 (小計)	

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	メーカー名 充電器型式	単価 (円) (税抜き)	充電設備設置 完了日	処分制限期 間(年)	設置場所	補助金額 (万円)	備考 (充電設備製造番 号を記載)

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 複数基設置の場合は、機器ごとに全ての項目を記入すること。

平成 年 月 日

貸与料金の算定根拠明細書

<リース会社>

住 所



名 称

担当者の所属 :

氏名 :

TEL :

FAX :

次の算定根拠明細書の内容に同意いたします。

1. 貸与先 住所

名称



充電設備機器
メーカー名及び型式

リース期間 (月数) _____ ヶ月

補助金相当額 (消費税抜き) _____ 円

リース料金総額 (消費税抜き)

補助金有り _____ 円

補助金無し _____ 円

月額リース料金 (消費税抜き)

補助金有り _____ 円

補助金無し _____ 円

※リース期間が財産処分制限期間に満たない場合は、以下の欄に記入、捺印して下さい。

誓約欄：リース期間が財産処分制限期間に足りませんが、リースアップ後も継続して保有致します。

<リース会社>

名 称

印

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
補助金交付申請取下書

提出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事殿

(申請者)
補助金交付決定番号
第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

印

上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあった次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の交付申請を、下記の理由により取り下げたいので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第 8 条の規定に基づき、提出します。

記

補助金交付申請取下理由

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金

変更届出書

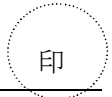
届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号
住 所

氏名又は名称
及び代表者名



上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の申請内容について、下記の変更がありましたので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則第8条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	平成 年 月 日	

以上

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
計画変更承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)
補助金交付決定番号
第 号
住所 〒

氏名又は名称
及び代表者名



上記補助金交付決定番号をもって交付決定のあった次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金について、交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

.....

.....

.....

- (注) 1. 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
2. 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
遅延等報告書

報告日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号
第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった設備設置について、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり遅延等の報告をします。

記

1. 設備設置の進捗状況：

2. 遅延等の原因及び内容：

3. 遅延等に対してとった措置：

4. 遅延等に係る金額：

5. 完了予定年月日： 平成 年 月 日

以上

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
実施状況報告書

報告日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)
補助金交付決定番号
第 号

住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった設備設置の実施状況について、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 設備設置の遂行状況

2. 充電設備の購入、設置工事に伴う代金の支払い状況

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
財産処分承認申請書

申請日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)
補助金交付決定番号
第 号
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名



上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	内容 (充電器のメーカー名/型式/製造番号)
処分の方法 (該当項目に○をつける)	処分の理由
1 譲渡 2 交換 3 廃棄 4 その他	

2. 処分の条件 (該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入)

- 1. 補助金を返納します。
- 2. その他

3. 備考

.....

.....

.....

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
クレジット契約等による補助金受給に関する取決書

平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

補助金交付決定番号 第 号

住 所 〒

氏名又は名称

及び代表者名

印

申請者は、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下センターという）が交付する次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象となる充電設備の導入費用（充電設備機器費用及び設備設置工事費用を含む全体または一部）に関し、下記個別クレジット契約を利用して導入し、補助金の交付を受けるにあたり、次に定める事項をセンターと約し、遵守するものとします。

1. 申請者は、個別クレジット契約に基づく債務が完済されるまで充電設備の所有権が取扱クレジット会社に留保されることを認めると共に、使用者としてセンターが定めた期間は、適切に充電設備の管理を行います。
2. 申請者は、補助金を受給した後、速やかに、当該補助金を個別クレジット契約に基づく債務の支払に充当し、クレジット契約等補助金充当報告書をセンターに提出します。
3. 申請者は、個別クレジット契約に基づく債務の支払が完了した日から起算して 30 日以内に、クレジット契約等完済報告書をセンターに提出します。
4. 申請者は上記 1、2、3 及び補助金の申請に関する規定について、センターの定めに従うものとします。なお、申請者がセンターの定める事項に違反した場合は、申請者は受給した補助金を速やかに返還いたします。

記

取扱クレジット会社名（登録番号及び名称）	（個別クレジット契約）契約番号
登録番号： 名称：	

以上

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
クレジット契約等補助金充当報告書

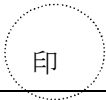
届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

住 所〒

氏名又は名称
及び代表者名



下記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の充電設備設置費用の全部または一部に関し、個別クレジット契約を利用して支払いましたが、センターから補助金の交付を受領し、当該補助金相当額を個別クレジット契約に基づく債務に充当しましたので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則第9条第4項の規定に基づき、取扱クレジット会社発行の補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類の写しを添付し下記の通り報告します。

記

補助金交付決定番号	第 号
(個別クレジット契約) 契約番号	
取扱クレジット会社 (名称)	
支払日	平成 年 月 日
支払額	円

以上

添付書類：補助金相当額を債務の支払に充当したことを証する書類

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
クレジット契約等支払完済報告書

届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)

住 所〒

氏名又は名称
及び代表者名

印

下記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の充電設備設置費用の全部または一部に関し、個別クレジット契約を利用して支払いましたが、取扱クレジット会社に完済しましたので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金業務実施細則第9条第4項の規定に基づき、取扱クレジット会社発行の支払が完了したことを証する書類の写しを添付し下記の通り報告します。

記

補助金交付決定番号	第 号
(個別クレジット契約)契約番号	
取扱クレジット会社(名称)	
支払が完了した日	平成 年 月 日

以上

添付書類：支払が完了したことを証する書類

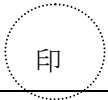
次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
第3の事業に関する共同住宅・月極駐車場等証明書提出書

届出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)
住 所〒

氏名又は名称
及び代表者名



下記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の第3の事業に関し、先に誓約書を提出しておりましたが、充電設備の設置場所が共同住宅への設置であることまたは月極駐車場等への設置であることを証する書類を入手しましたので、下記書類を提出致します。

記

1. 交付決定番号 _____

2. 提出書類

共同住宅への充電設備設置の場合の書類	✓願います
1. 建築確認通知書、建築基準法第6条第12項記載の確認済証などで共同住宅であることが明記されている書類のコピー。	<input type="checkbox"/>
2. 共同住宅の賃貸借契約書のコピー	<input type="checkbox"/>
月極駐車場等への充電設備設置の場合の書類	✓願います
1. 月極駐車場等の賃貸借契約書のコピー	<input type="checkbox"/>

以上



Next Generation Vehicle Promotion Center

お問い合わせ先・書類送付先

一般社団法人次世代自動車振興センター

充電インフラ部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-6-12

大手町建物虎ノ門ビル2階

電話：03-5501-4412

(受付時間：平日のみ 9:00~17:00)

URL：<http://www.cev-pc.or.jp>